

小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 24 年 3 月

小 山 町

目 次

	Page
序章 計画の改定にあたって.....	1
1 計画書改定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけと役割.....	3
3 地域特性の把握.....	4
第1章 ごみの排出・処理の状況.....	15
1 ごみの発生・排出に関する定義.....	16
2 ごみの分別区分.....	17
3 ごみ処理フロー.....	18
4 ごみの排出状況.....	19
5 ごみの減量・リサイクルの状況.....	23
6 収集運搬の状況.....	26
7 中間処理の状況.....	27
8 リサイクル処理.....	29
9 最終処分.....	30
10 ごみ処理の経緯.....	33
11 ごみ処理体制の状況.....	34
12 ごみ処理技術の動向.....	37
13 国、県及び関係市町等の動向.....	38
14 関係法令の動向.....	41
15 前回の計画の目標の達成状況.....	42
第2章 ごみ処理に関する問題・課題.....	43
1 ごみの発生・排出の抑制に関する問題・課題.....	44
2 ごみの資源化に関する問題・課題.....	45
3 ごみの適正処理に関する問題・課題.....	46
第3章 ごみ排出量の推計.....	47
1 推計方法.....	48
2 推計結果.....	51
第4章 ごみ処理基本計画.....	55
1 基本方針.....	56
2 計画の基本目標.....	61
3 基本施策.....	65
4 計画の推進.....	75

序章 計画の改定にあたって

序章 計画の改定にあたって

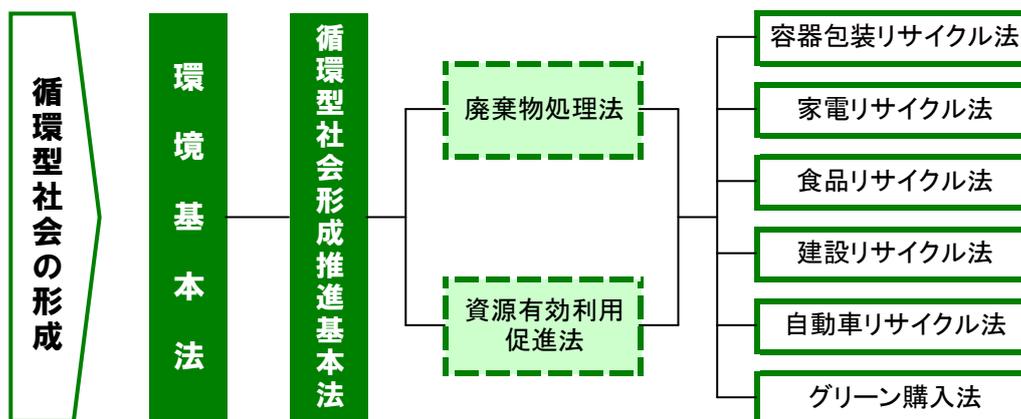
1 計画書改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」とする。）を定めなければならないこととされていることから、小山町（以下「本町」とする。）では長期的視野に立った一般廃棄物の基本方針に基づいた排出抑制・資源化・収集運搬・中間処理・最終処分等の計画からなる小山町ごみ処理基本計画を平成6年に策定しました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は変わっており、国は平成13年1月に「社会の物質循環の確保・天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減」による循環型社会の形成を目指し、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を定めた「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。その後も、国では「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済活動からくるごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、「容器リサイクル法」に代表される各種リサイクル法制度を整備して、これを契機に、社会的にも「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の構造から、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた本格的な取り組みが進められ、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取り組みが一層重要となってきました。

また、静岡県では、平成18年3月に「静岡県循環型社会形成計画」を策定し、循環型社会の形成を目指すための3R及び適正処理の推進を図っていくこととしました。「静岡県循環型社会形成計画」は、5年後の平成23年3月に改訂されました。

このような状況の変化の中で、本町でもごみ処理について現行の計画を見直し、平成19年3月に改訂しました。今回、平成24年3月に計画の再度の改訂を行うことで、新たな法や社会情勢に適合しつつ、更なる廃棄物の排出抑制と適正処理、リサイクルの推進等を徹底することとしました。また、町民・事業者・町が相互の連携を強化することで、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的、計画的に推進することとしました。

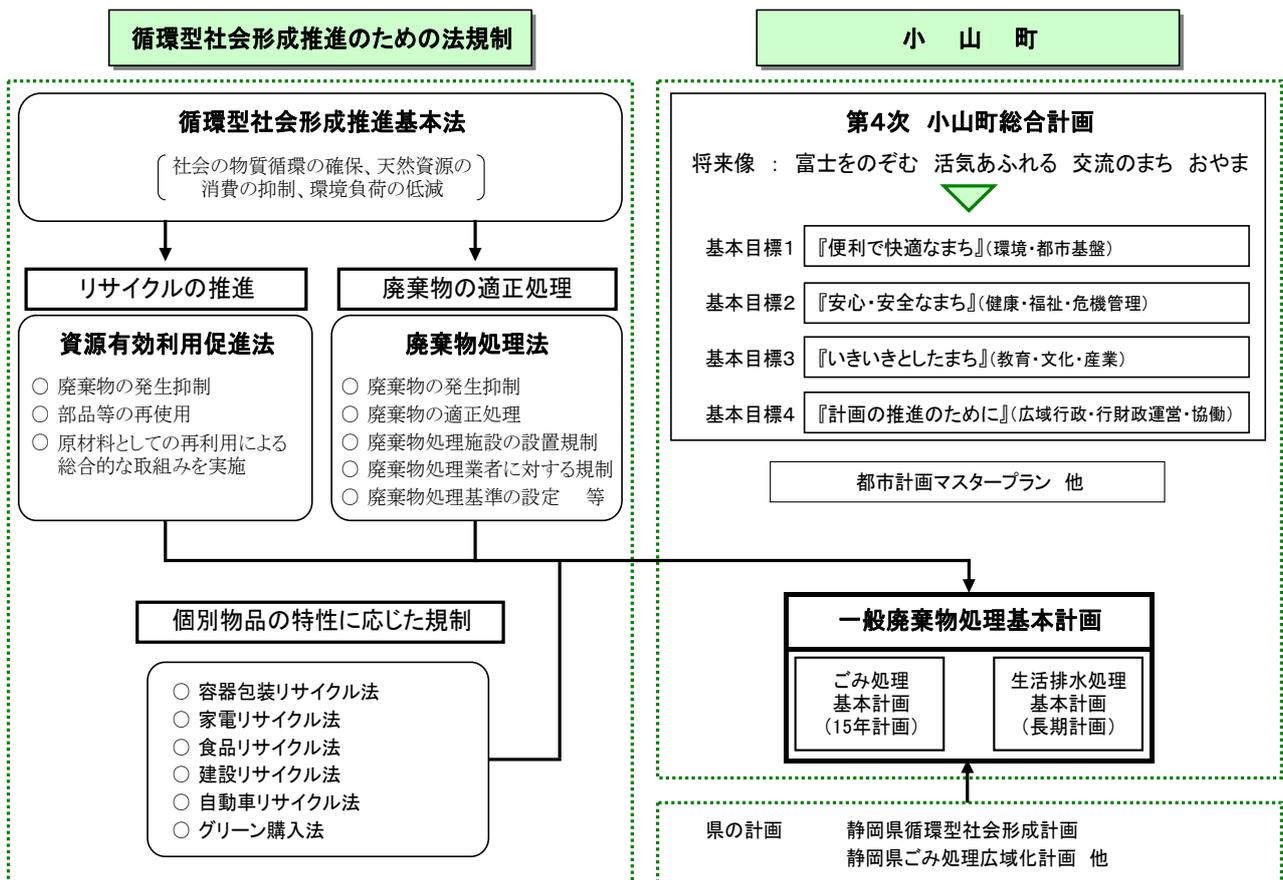


図序1 循環型社会形成の推進のための法体系

2 計画の位置づけと役割

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画のごみの部分の基本計画であり、本町での計画事項のうち、一般廃棄物処理行政分野における事項を具体化するための施策方針を示すものです。

その役割は、総合的・中長期的な視点で行政が行う計画的なごみ処理の推進と、町民・事業者が行うべき行動を支援、促進するための基本方針を定めることにあります。

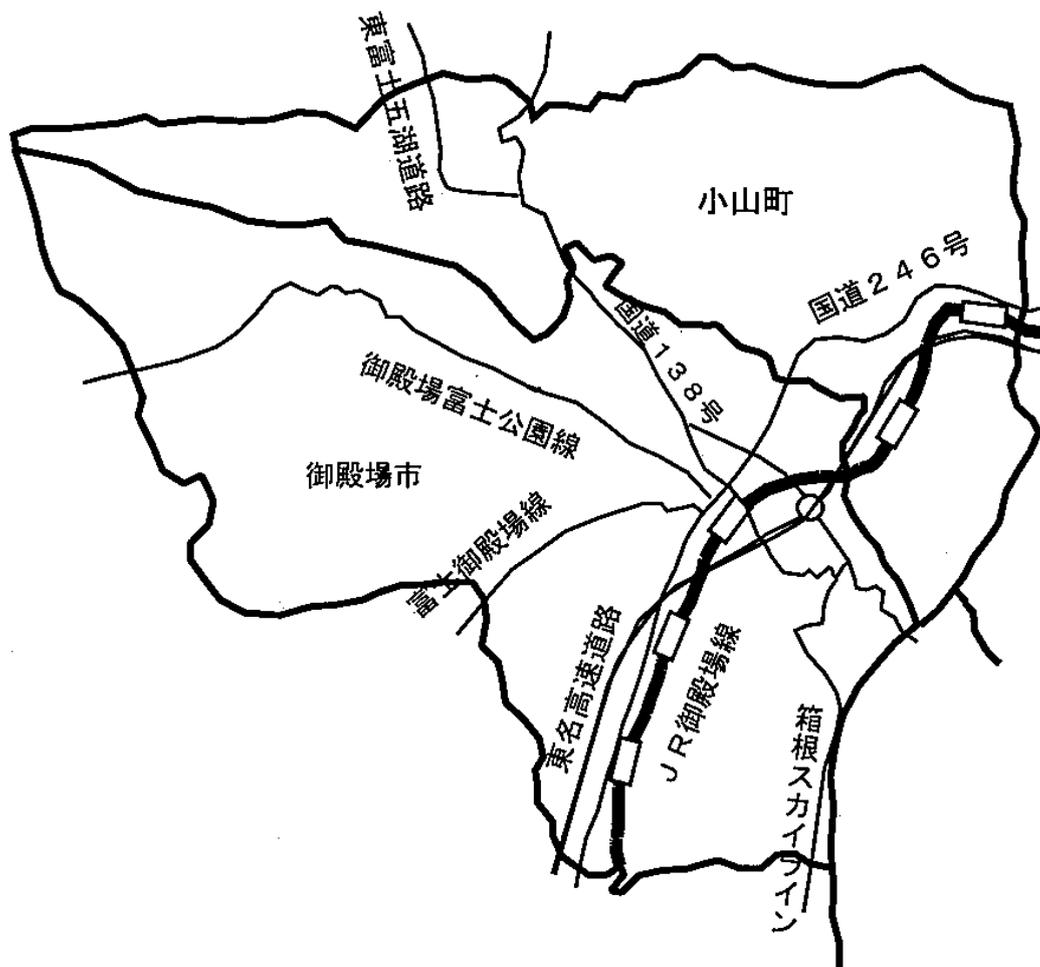


図序2 計画の位置づけ

3 地域特性の把握

(1) 位置・地勢

本町は静岡県北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接しています。北西端の富士山頂を頂点とした富士外輪状の三国山系と丹沢山系などに囲まれた、東西 26km・南北 13km の東西に長く広がった町で、標高 260m から標高 800m の間に市街地や農耕地が広がる緩傾斜地帯をなしています。また、東部を東名高速道路、中央を国道 26 号、南部を国道 138 号が走り、交通の要衝をなしています。



図序3 位置図

表序1 位置・面積・標高

項目	具体的な内容	備考
位置	東経 138° 59' 北緯 35° 21'	役場本庁舎の位置
面積	136.13 平方キロメートル	
標高	266.0 メートル	役場本庁舎の位置

資料：「小山町の統計 平成 22 年度版」(小山町)

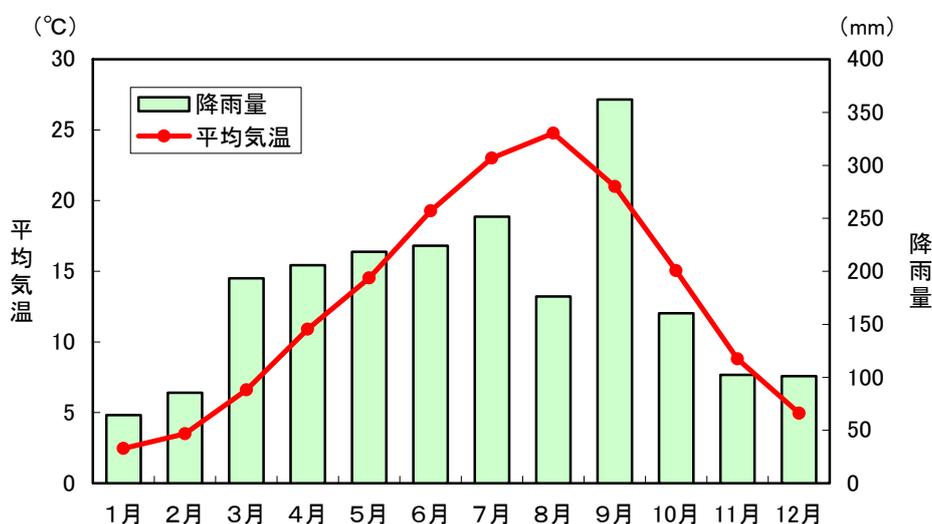
(2) 気象

本町は標高が高いため、推定年平均気温は約12℃と低く、8月と1月の平均気温の差は22℃程度です。そのため、1月から2月にかけて富士おろしの風が吹き、冬は寒さが厳しい気候となりますが、7月から8月の盛夏は、朝夕は涼しく、高原ならではの気候となっています。

表序2 気象の概況（平成19～22年の4年間の平均）

項目	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
4年間の平均	気温	最高	℃	13.7	17.2	19.2	23.7	25.9	28.8	32.4	34.2	31.2	24.9	20.0	16.6
		最低	℃	-6.6	-6.2	-4.7	-0.7	3.6	9.6	15.7	17.5	11.6	5.5	-2.4	-4.7
		平均	℃	2.5	3.5	6.6	10.9	14.5	19.3	23.0	24.8	21.0	15.1	8.8	5.0
	降雨日数	日	3	4	6	8	7	7	7	4	6	7	4	4	
	降雨量	mm	64.4	85.4	193.5	205.9	218.3	224.0	251.6	176.3	361.9	160.4	102.1	101.1	
	平均湿度	%	66.9	66.0	66.2	69.5	78.0	79.1	81.7	78.3	78.6	79.4	76.2	70.7	

資料：「小山町の統計 平成22年度版」（小山町）



図序4 1年間の平均気温と降水量（平成19～22年の4年間の平均）

表序3 平成22年月別天候

単位：日

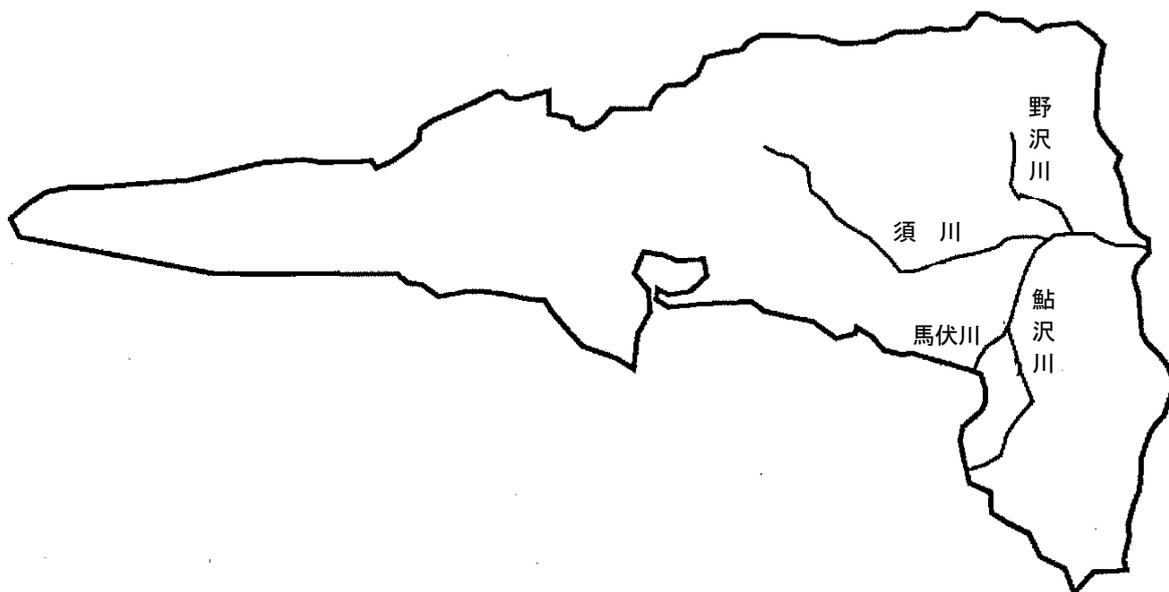
地区	天候	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	年間の率
小山消防署	晴	20	11	13	14	20	18	22	27	19	18	25	26	233	63.8%
	曇	8	7	7	3	5	3	2	2	4	2	0	0	43	11.8%
	雨	2	5	9	13	6	9	7	2	7	11	5	5	81	22.2%
	霧	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.5%
	雪	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1.6%
須走分署	晴	24	7	9	9	10	6	11	14	14	7	16	18	145	39.7%
	曇	3	9	7	3	9	10	4	7	7	13	8	4	84	23.0%
	雨	2	4	10	18	12	12	16	10	9	11	6	8	118	32.3%
	霧	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0.8%
	雪	2	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	4.1%

資料：「小山町の統計 平成22年度版」（小山町）

(3) 水象

本町の河川は、富士・箱根山麓に発する馬伏川、須川、野沢川などが鮎沢川に合流し、神奈川県に入り酒匂川となって相模湾に注いでいます。

これらの河川では、豊かな自然生態系が維持保全されており、住民の生活に密着し、潤いとやすらぎを与えています。



図序5 主要河川図

(4) 人口の動向

①人口・世帯数

平成22年4月1日現在、本町の人口は20,622人となっており、微減傾向で推移しています。また、世帯数は7,534世帯となっており、微増傾向で推移しています。

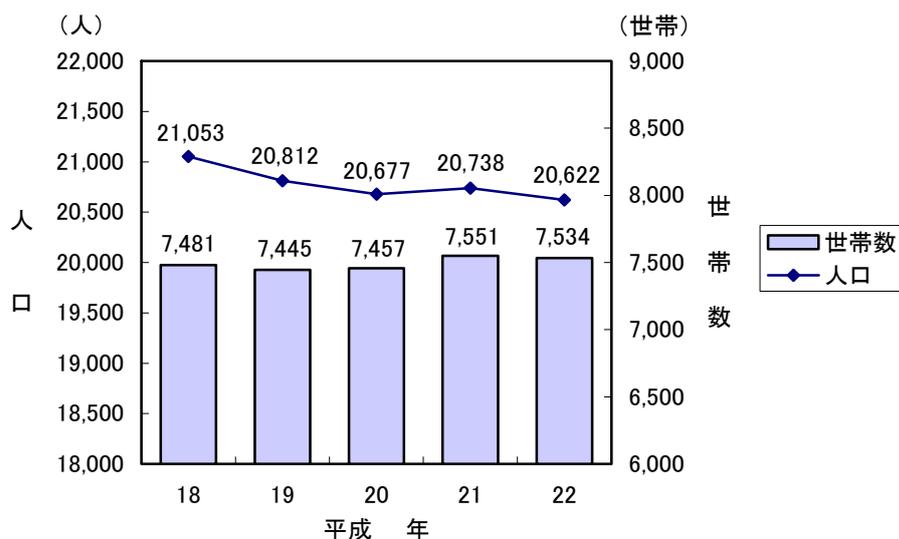
人口は減少、世帯数は増加しているため、1世帯当たりの平均人員は減少しています。

表序4 地区別人口と世帯数（各年4月1日現在）

単位：人、世帯

年次	人 口					世 帯 数				
	総数	小山	足柄	北郷	須走	総数	小山	足柄	北郷	須走
平成18年	21,053	7,926	2,075	5,909	5,143	7,481	2,591	618	1,777	2,495
19年	20,812	7,858	2,113	5,853	4,988	7,445	2,590	630	1,799	2,426
20年	20,677	7,733	2,111	5,863	4,970	7,457	2,595	642	1,797	2,423
21年	20,738	7,618	2,129	5,893	5,098	7,551	2,576	652	1,823	2,500
22年	20,622	7,529	2,119	5,912	5,062	7,534	2,562	648	1,831	2,493

資料：「小山町の統計 平成22年度版」（小山町）



図序6 人口と世帯数の推移（各年4月1日現在）

②人口動態

人口動態は、自然動態(出生・死亡)と社会動態(転入・転出)の2つの要素により示されます。

自然動態は、出生者数が死亡者数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。社会動態は、転入者数が転出者数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。

平成21年度における本町の自然動態をみると、出生数は145人、死亡者数は173人であり、合計で28人の減少となっています。また、社会動態をみると、転入数は1,182人、転出数は1,272人であり、合計で90人の減少となっています。

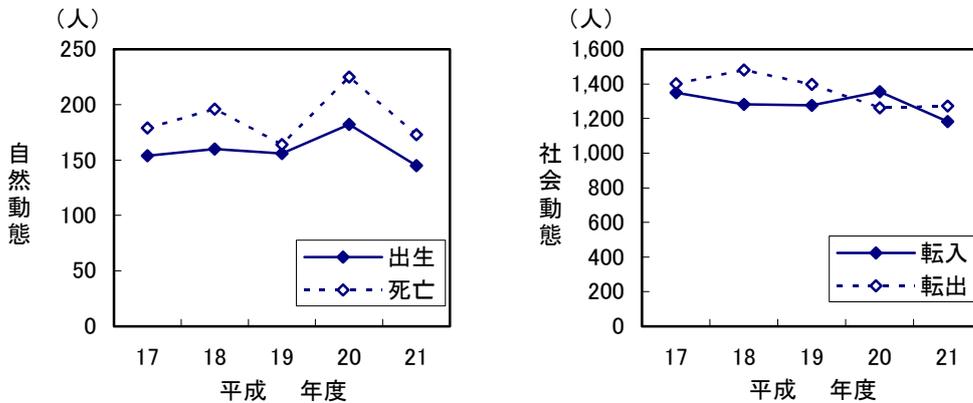
本町では、自然動態、社会動態ともに減少を示すことが多くなっています。

表序5 人口動態

単位:人

年次	自然動態						社会動態			
	出生			死亡			増減	転入	転出	増減
	総数	男	女	総数	男	女				
平成17年度	154	83	71	179	85	94	-25	1,350	1,402	-52
18年度	160	82	78	196	115	81	-36	1,281	1,481	-200
19年度	156	87	69	164	93	71	-8	1,276	1,397	-121
20年度	182	97	85	225	121	104	-43	1,356	1,261	95
21年度	145	67	78	173	82	91	-28	1,182	1,272	-90

資料:「小山町の統計 平成22年度版」(小山町)



注. 破線が実線を上回る場合に人口は減少、下回る場合に人口は増加。

図序7 人口動態の推移

③高齢化の状況

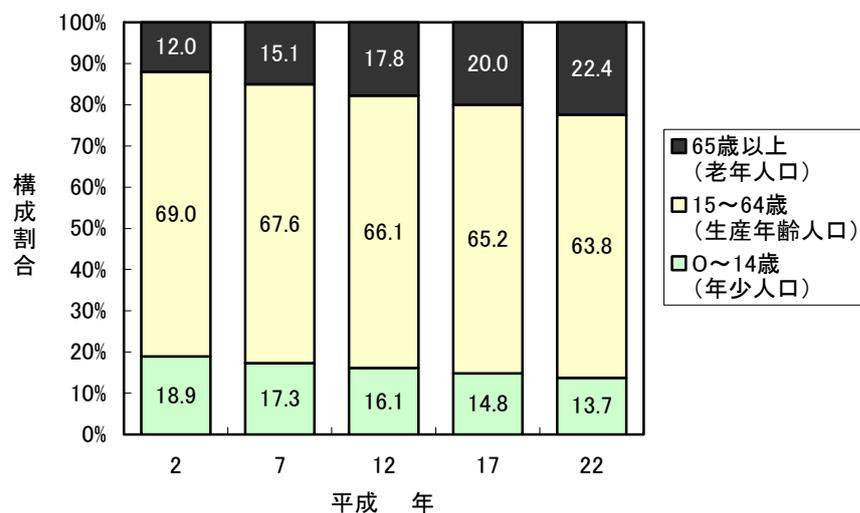
平成22年10月1日現在、本町の人口のうち、65歳以上（高齢人口）の割合は22.4%となっており、増加傾向で推移しています。平成2年から平成22年までの20年間で、65歳以上（高齢人口）の割合は2倍近くに増加しました。

表序6 年齢3区分別人口（各年10月1日現在：国勢調査結果）

年次	人口(人)				
	総数	0～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (老年人口)	年齢不詳
平成2年	23,566	4,462	16,264	2,839	1
平成7年	22,780	3,949	15,397	3,434	0
平成12年	22,235	3,582	14,699	3,954	0
平成17年	21,478	3,177	14,003	4,298	0
平成22年	20,629	2,830	13,170	4,616	13

資料：国勢調査（総務省）

「小山町の統計 平成22年度版」(小山町)



図序8 年齢3区分別人口の推移（各年10月1日現在：国勢調査結果）

(5) 産業

産業分類別に事業所数（総数）をみると、卸売業、小売業が 22.0%で最も構成割合が高く、次いで宿泊業、飲食サービス業が 14.4%、建設業が 12.1%等となっています。

産業分類別に従業者数（総数）をみると、製造業が 23.3%で最も構成割合が高く、次いで教育、学習支援業が 20.5%、生活関連サービス業、娯楽業が 9.9%等となっています。

表序7 産業構造（平成21年10月1日現在）

産業分類	総数				民営				国、地方公共団体			
	事業所数	割合	従業者数	割合	事業所数	割合	従業者数	割合	事業所数	割合	従業者数	割合
全産業	885	100.0%	11,708	100.0%	841	100.0%	8,162	100.0%	44	100.0%	3,546	100.0%
第1次産業	7	0.8%	122	1.0%	7	0.8%	122	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
農業、林業	6	0.7%	116	1.0%	6	0.7%	116	1.4%	-	-	-	-
漁業	1	0.1%	6	0.1%	1	0.1%	6	0.1%	-	-	-	-
第2次産業	200	22.6%	3,263	27.9%	200	23.8%	3,263	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	107	12.1%	535	4.6%	107	12.7%	535	6.6%	-	-	-	-
製造業	93	10.5%	2,728	23.3%	93	11.1%	2,728	33.4%	-	-	-	-
第3次産業	678	76.6%	8,323	71.1%	634	75.4%	4,777	58.5%	44	100.0%	3,546	100.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.6%	34	0.3%	2	0.2%	24	0.3%	3	6.8%	10	0.3%
情報通信業	3	0.3%	30	0.3%	3	0.4%	30	0.4%	-	-	-	-
運輸業、郵便業	25	2.8%	261	2.2%	25	3.0%	261	3.2%	-	-	-	-
卸売業、小売業	195	22.0%	1,067	9.1%	194	23.1%	1,066	13.1%	1	2.3%	1	0.0%
金融業、保険業	5	0.6%	12	0.1%	5	0.6%	12	0.1%	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	38	4.3%	197	1.7%	38	4.5%	197	2.4%	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	23	2.6%	126	1.1%	23	2.7%	126	1.5%	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	127	14.4%	867	7.4%	127	15.1%	867	10.6%	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	80	9.0%	1,160	9.9%	77	9.2%	1,155	14.2%	3	6.8%	5	0.1%
教育、学習支援業	44	5.0%	2,398	20.5%	28	3.3%	76	0.9%	16	36.4%	2,322	65.5%
医療、福祉	36	4.1%	637	5.4%	30	3.6%	488	6.0%	6	13.6%	149	4.2%
複合サービス事業	10	1.1%	75	0.6%	10	1.2%	75	0.9%	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	75	8.5%	470	4.0%	72	8.6%	400	4.9%	3	6.8%	70	2.0%
公務(他に分類されるものを除く)	12	1.4%	989	8.4%	-	-	-	-	12	27.3%	989	27.9%

注. 事業所・企業統計調査は、平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合しました。

また、平成21年調査より産業分類が変更されました。

資料：「経済センサス」（総務省）

(6) 土地利用

①用途地域

本町の用途地域面積をみると、市街化地域では第1種中高層住居専用地域が最も多く、全体の39.9%を占めています。

表序8 都市計画法による用途地域面積

単位:ha(ヘクタール)

	用途地域	面積	割合
市街化地域	第1種低層住居専用地域	約 40.3	7.5%
	第1種中高層住居専用地域	約 214.0	39.9%
	第2種中高層住居専用地域	約 30.0	5.6%
	第1種住居地域	約 71.0	13.2%
	第2種住居地域	約 62.0	11.6%
	近隣商業地域	約 13.0	2.4%
	準工業地域	約 4.2	0.8%
	工業地域	約 49.0	9.1%
	工業専用地域	約 53.0	9.9%
	合 計	536.5	100.0%

資料:「小山町の統計 平成22年度版」(小山町)

②地目別面積

地目別面積をみると、平成22年度現在、山林が36.2%、次いで公共用地が30.3%を占めています。平成17年から平成22年にかけて、地目別面積の割合は大きく変化していません。

表序9 地目別面積(概要調書)

単位:km²

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	公共用地	計
平成17年	5.655	2.756	6.178	50.039	16.187	15.571	39.744	136.130
割合	4.2%	2.0%	4.5%	36.8%	11.9%	11.4%	29.2%	100.0%
平成22年	5.626	2.584	6.112	49.248	15.828	15.529	41.204	136.130
割合	4.1%	1.9%	4.5%	36.2%	11.6%	11.4%	30.3%	100.0%

資料:「小山町の統計 平成22年度版」(小山町)

(7) 行財政の状況

行財政の状況として決算（歳出）の推移をみると、各年度ともに、「総務費」と「民生費」の構成比が高くなっています。

ごみ処理を含む「衛生費」は、決算額、歳出（決算）全体に占める構成比ともに近年減少傾向で推移しており、構成比は10%前後となっています。

表序10 各年度の決算（歳出）の推移

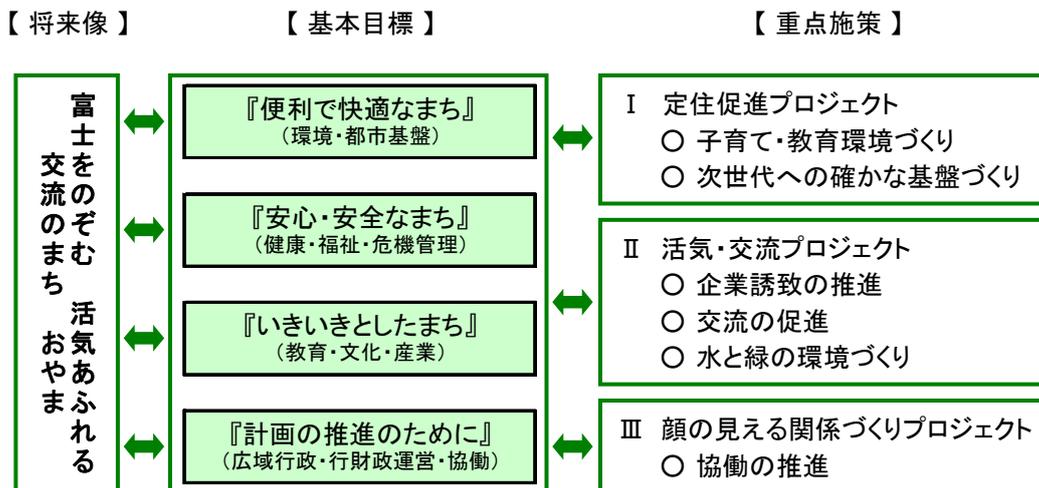
単位:千円

項 目	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	102,173	1.2%	101,868	1.1%	98,644	0.8%
総務費	1,962,216	23.1%	2,271,218	24.3%	2,891,549	24.8%
民生費	1,560,249	18.4%	1,637,943	17.5%	2,025,602	17.3%
衛生費	1,076,592	12.7%	1,018,346	10.9%	957,752	8.2%
農林水産業費	213,810	2.5%	225,857	2.4%	244,994	2.1%
商工費	282,474	3.3%	314,939	3.4%	274,708	2.4%
土木費	996,853	11.7%	1,009,763	10.8%	694,495	5.9%
消防費	387,642	4.6%	435,263	4.7%	571,476	4.9%
教育費	890,896	10.5%	1,345,054	14.4%	1,941,853	16.6%
災害復旧費	50,210	0.6%	2,090	0.0%	1,017,827	8.7%
公債費	965,734	11.4%	983,027	10.5%	963,396	8.2%
合 計	8,488,849	100.0%	9,345,368	100.0%	11,682,296	100.0%

(8) 将来計画

本町は、第4次小山町総合計画において、「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」を目指したまちづくりを掲げています。

計画の中で、将来像を実現し、誰もが夢と希望を持ち、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、4つの基本目標と3つの重点施策、35の基本施策を示し、具体的な施策の展開を図ることとしています。



図序9 第4次小山町総合計画の将来像、基本目標、重点施策

第4次小山町総合計画の中で、廃棄物については、『便利で快適なまち』の基本施策の1つとして示されています。以下にその概要を示します。

■ゴミの減量化と適切な処理 《ゴミ・環境衛生》

□目的

町民や事業者との協力のもとゴミの減量化や資源化を図り、持続可能な循環型社会を構築することを目的とします。

□現況・課題

- 廃棄物を資源として有効利用し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するために、循環型社会形成推進法や各種リサイクル法などが制定されています。そのため、ゴミの排出量については減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあります。
- 本町では、可燃物、不燃物、資源ごみの分別収集を行い、ゴミの減量化を推進してきましたが、廃棄物の発生量の減少までは至っていません。また、不法投棄の増加・悪質化も問題となっています。そのため、ゴミの分別排出を徹底していくとともに、ゴミの減量化と資源としての再使用・再利用を図る3R運動を広く展開していくことが望まれています。町民一人ひとりがごみの減量について真剣に考え、行動し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を目指す必要があります。
- 不法投棄の未然防止、再発防止対策として、日頃から環境美化に努め、ゴミが捨てられないような環境づくりを推進していく必要があります。

□目標（指標）

指標名	現状値 (H22)	目標値 (H27)	指標の説明
ゴミ・環境衛生に対する満足度	36%	50%	町民アンケートにおいて「ゴミの減量化や資源化が進んでいる」と回答する町民の割合
ゴミ排出量	8,020 t (H21)	7,620 t	循環型社会形成推進地域計画の中にあるゴミ排出量の数値
資源リサイクル活動団体登録	32 件 (H21)	50 件	資源リサイクル活動の登録団体の累計

□施策の方向

- (1) ごみ減量の推進
 - ①ごみの種類や分別の区分を明確にすることにより、適切な分別収集を推進します。
 - ②3R運動の更なる推進による最終処分する廃棄物の減量を図ります。
 - ③生ゴミ処理容器の取得に対する補助金の交付や指定袋の導入など、一部処理の有料化を検討します。
- (2) リサイクルの推進
 - ①町民・事業者・行政でのリサイクル運動の推進を図ることで限りある資源を大切にす町民意識の啓発に努めます。
 - ②可能な限り資源化を目的とした、ごみ収集を検討していきます。
 - ③区長会や学校、子供会などの各種団体による資源リサイクル奨励事業を促進していきます。
- (3) 適正な廃棄物処理の推進
 - ①家電リサイクル法などのルールを徹底することで廃棄物の適正処理に努めます。
 - ②監視体制を強化するなど、不法投棄の防止に努めます。

第1章 ごみの排出・処理の状況

第1章 ごみの排出・処理の状況

1 ごみの発生・排出に関する定義

本計画では、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」に準じてごみの発生・排出に関する定義を行います。

廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、町民の生活や事業活動などによって発生するすべての不用物の量を「ごみ発生量」とし、その中で事業者による自主的な資源回収や自己処理しているごみ（潜在性ごみ）を除いたもの—統計的に把握している量—を「ごみ総排出量」とします。

排出されたごみ（ごみ総排出量）のうち、家庭から排出されたごみを「生活系ごみ」、事業所などから排出されたごみで、事業者自身や許可業者などによりごみ処理施設に直接搬入されるごみを「事業系ごみ」とします。

生活系ごみのうち、町が収集したごみを「収集ごみ」とし、団体が自主的に回収する資源ごみと区分しています。

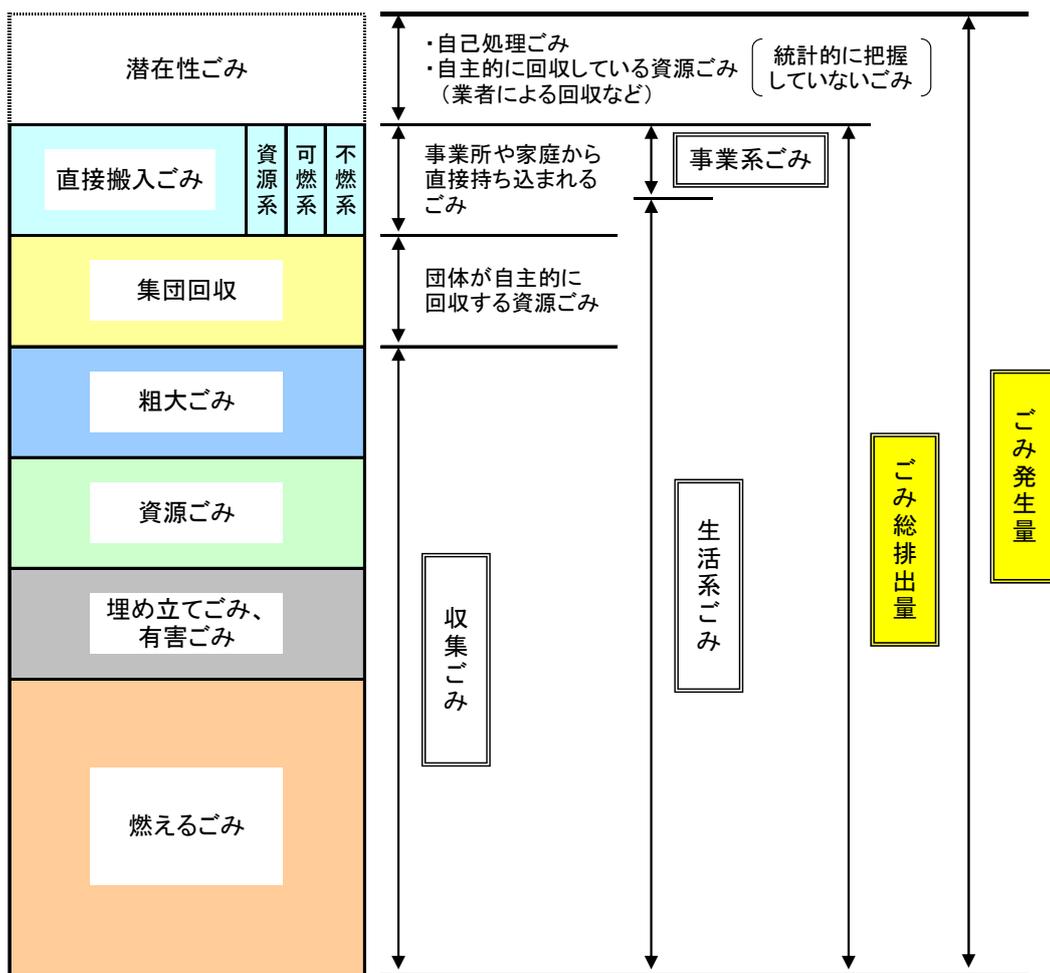


図1-1 ごみの発生・排出に関する定義

2 ごみの分別区分

平成 23 年度における本町のごみの分別区分と出し方を以下に示します。

表 1-1 ごみの分別区分と出し方 (平成 23 年度)

区 分	ごみの種類	出し方	収集回数	収集方式	
燃えるごみ (可燃ごみ)	○生ごみ ○皮・ゴム ○木くず・紙くず ○プラスチック製品 ○古布・ボロきれ ○発泡スチロール・トレイ	ごみ袋 (透明・白色系の半透明)、レジ袋に入れて集積所に出す。	週 2 回	ステーション方式	
埋め立てごみ (不燃ごみ)	○セトモノ・陶器 ○鏡・ガラス・ガラス食器 ○電球・蛍光灯 ○厚手の衣類 ○布団・じゅうたん類 ○大きなプラスチック類 ○ビデオテープ・カセットテープ	ごみ袋 (透明・白色系の半透明)、レジ袋に入れて集積所に出す。	週 1 回		
資源 ごみ	カン 金属類 小型家電	○空缶 ○金属類 (なべ・やかん・フライパン等) ○小型家電・自転車	(ごみ袋等の指定なし)		月 2 回
	ビン	○空ビン	(ごみ袋等の指定なし)		月 2 回
	古紙類	○新聞、雑誌、ダンボール	ひもで十字に縛って集積所に出す。		月 2 回
	ペット ボトル	○清涼飲料水・酒類・しょうゆ等のボトル	(ごみ袋等の指定なし)	月 2 回	
有害 ごみ	電池	○乾電池、ボタン電池、充電電池	透明のビニール袋に入れて集積所に出す。	月 2 回	

【ごみステーションに出すことのできないごみ】

オートバイ、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、乾燥機、洗濯機、エアコン、パソコン、バッテリー、増改築の廃材、ガスボンベ、タタミ、農薬、消化器、引っ越し等による大量のごみ、塗料、大型家具、オルガン、風呂桶、灯油、危険物等の処理困難物、タイヤ、オイル



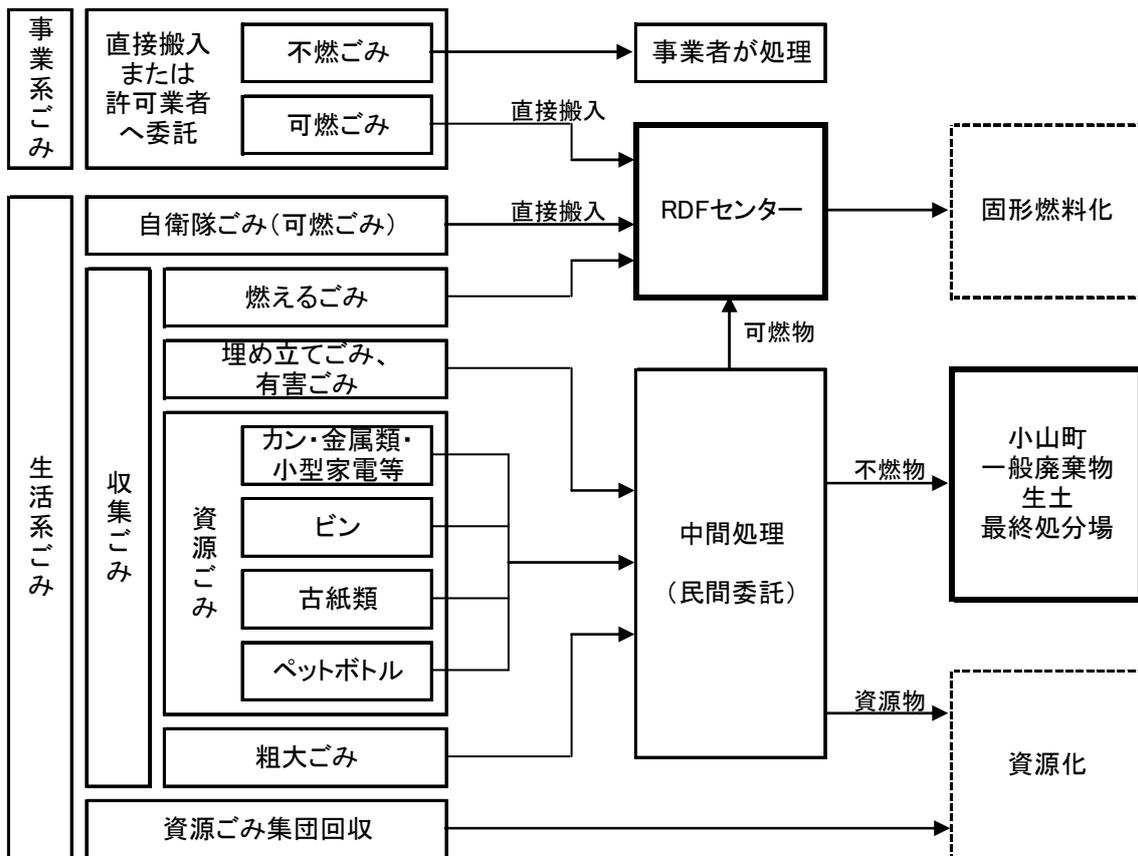
買い替え時に販売店に引き取りをお願いするか、専門の処理業者に依頼する。

3 ごみ処理フロー

平成 23 年度における本町のごみの分別区分を以下に示します。

生活系ごみのうち燃えるごみは、御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターで固形燃料化しています。埋め立てごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、民間業者の施設に搬入して中間処理を行っています。中間処理の過程で出てくる可燃物は RDF センターで固形燃料、不燃物は小山町一般廃棄物生土最終処分場で埋立処分、資源物は民間業者回収により資源化されています。

事業系ごみと自衛隊ごみのうち可燃ごみは、事業者自身、または許可業者により RDF センターに直接搬入されて固形燃料化しています。



注. 自衛隊から排出されるごみは可燃ごみのみを受け入れています。

図 1-2 ごみ処理フロー (平成 23 年度)

4 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は、平成 19 年度以降は減少傾向で推移しています。

平成 22 年度には年間 7,817 トンが排出されており、このうち一般収集ごみが 4,323 トン（ごみ総排出量の 55.3%）、許可業者・直接搬入ごみが 1,561 トン（同 20.0%）、資源ごみが 1,314 トン（同 16.8%）、自衛隊ごみが 365 トン（同 4.7%）、集団資源回収が 245 トン（同 3.1%）、有害ごみが 9 トン（同 0.1%）となっています。

有害ごみ以外は、いずれも近年減少傾向で推移しています。

表 1-2 ごみ排出量の実績

単位:t/年

項目	平成 年度				
	18	19	20	21	22
ごみ総排出量	8,494	8,557	8,479	8,020	7,817
集団資源回収	315	309	331	293	245
一般収集ごみ	4,308	4,423	4,447	4,387	4,323
資源ごみ	1,631	1,548	1,418	1,350	1,314
有害ごみ	5	5	8	8	9
許可業者・直接搬入ごみ	1,778	1,830	1,858	1,578	1,561
自衛隊ごみ	457	442	417	404	365

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

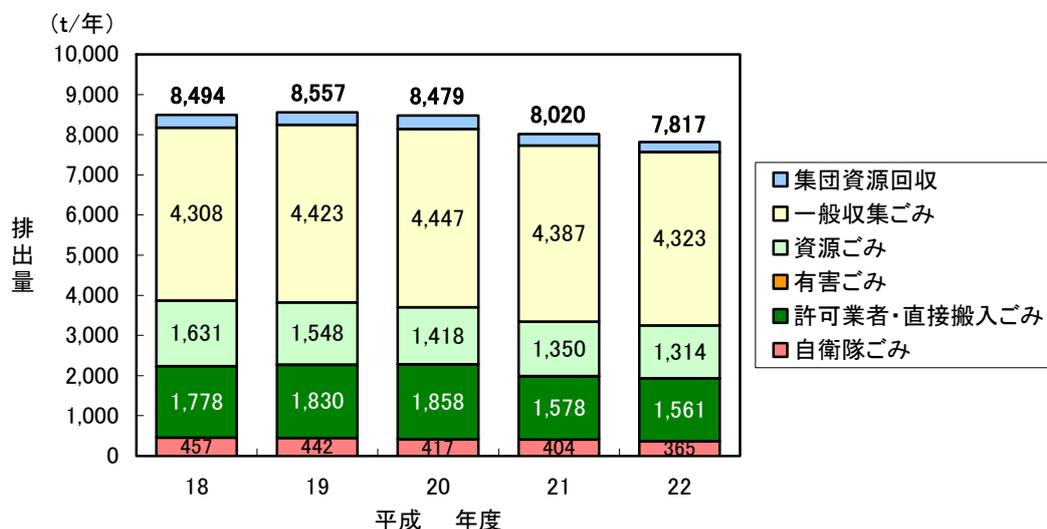


図 1-3 ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ総排出量(原単位)は、平成19～20年度以降は減少傾向で推移しています。平成22年度の1人1日当たりのごみ総排出量(原単位)は1,029g/人・日であり、このうち資源物は205g/人・日、ごみ処理量は824g/人・日です。

ごみ処理量(原単位)は平成20年度をピークに減少傾向で推移しているのに対し、資源物(原単位)は平成18年度から22年度まで継続的に減少傾向で推移しています。

表1-3 1人1日当たりのごみ排出量の実績

単位:g/人・日

項目	平成 年度				
	18	19	20	21	22
ごみ総排出量原単位	1,094	1,112	1,112	1,048	1,029
資源物原単位	251	241	229	215	205
- 集団資源回収原単位	41	40	43	38	32
- 資源ごみ原単位	210	201	186	176	173
ごみ処理量原単位	844	871	883	833	824
- 一般収集ごみ原単位	555	575	583	573	569

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

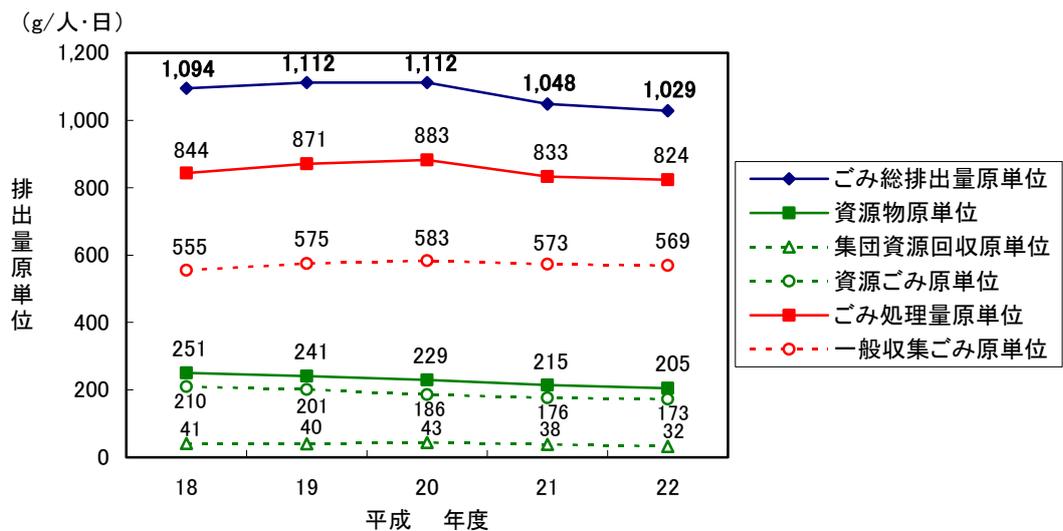


図1-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ総排出量の近隣市町との比較を以下に示します。

1人1日当たりのごみ総排出量は、近隣市町でも減少傾向で推移しています。

表1-4 1人1日当たりのごみ総排出量の比較

単位:g/人・日

市 町	平成 年度				
	17	18	19	20	21
沼津市	1,004	998	1,007	966	937
三島市	1,217	1,234	1,222	1,175	1,142
富士宮市	1,061	1,066	1,051	1,030	962
富士市	1,069	1,031	1,017	987	896
御殿場市	1,004	1,027	1,018	974	950
裾野市	963	969	952	914	886
函南町	1,257	1,205	1,212	1,110	1,073
清水町	800	841	865	793	804
長泉町	937	944	878	860	841
小山町	1,069	1,094	1,112	1,112	1,048

注. 富士市は平成20年11月に富士川町と合併しました。合併以前(平成19年度まで)の実績値に富士川町のデータは含みません。

富士宮市は平成22年3月に芝川町と合併しました。合併以前(平成20年度まで)の実績値に芝川町のデータは含みません。

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

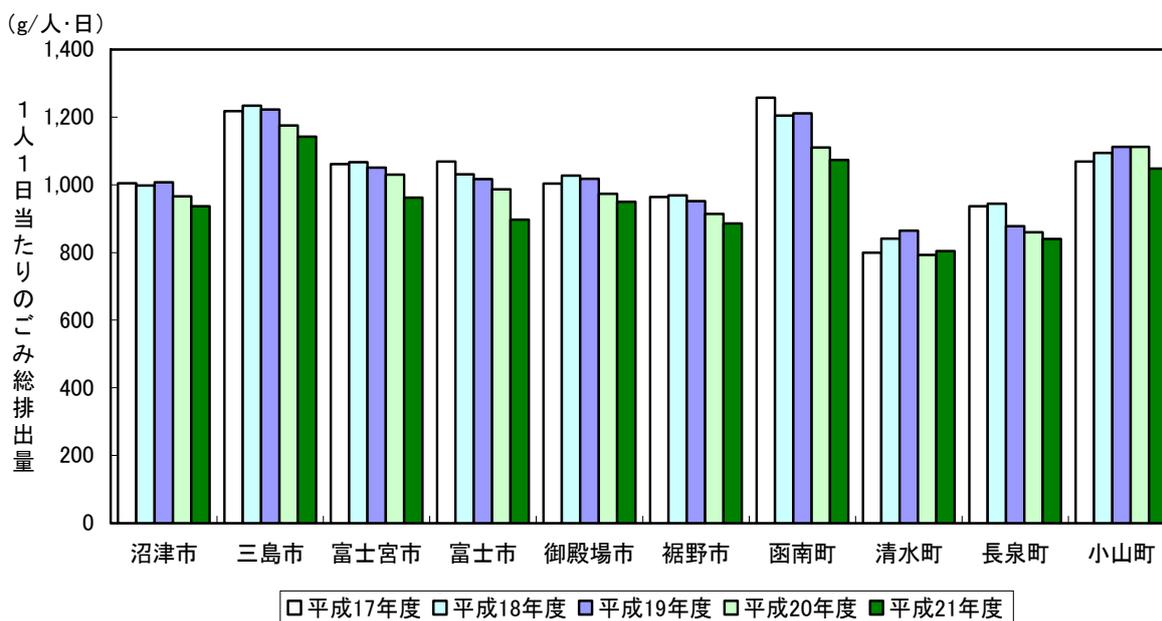


図1-5 1人1日当たりのごみ総排出量の比較

1人1日当たりの生活系ごみ排出量の近隣市町との比較を以下に示します。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、近隣市町でも減少傾向で推移しています。

なお、平成21年度現在、本町よりも1人1日当たりの生活系ごみ排出量の大きな市町は、三島市と函南町のみであり、本町の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は近隣の他市町と比較して高い水準にあります。また、本町の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、近隣市町と比べて、近年の減少傾向が小さいことも特徴となっています。

表1-5 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較

単位:g/人・日

市 町	平成 年度				
	17	18	19	20	21
沼津市	695	693	694	682	667
三島市	959	967	935	904	892
富士宮市	832	834	826	810	754
富士市	802	778	759	738	654
御殿場市	686	698	686	659	636
裾野市	724	723	707	675	647
函南町	961	921	899	837	798
清水町	745	721	728	693	689
長泉町	773	793	726	712	693
小山町	756	815	825	820	797

注. 富士市は平成20年11月に富士川町と合併しました。合併以前(平成19年度まで)の実績値に富士川町のデータは含みません。

富士宮市は平成22年3月に芝川町と合併しました。合併以前(平成20年度まで)の実績値に芝川町のデータは含みません。

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

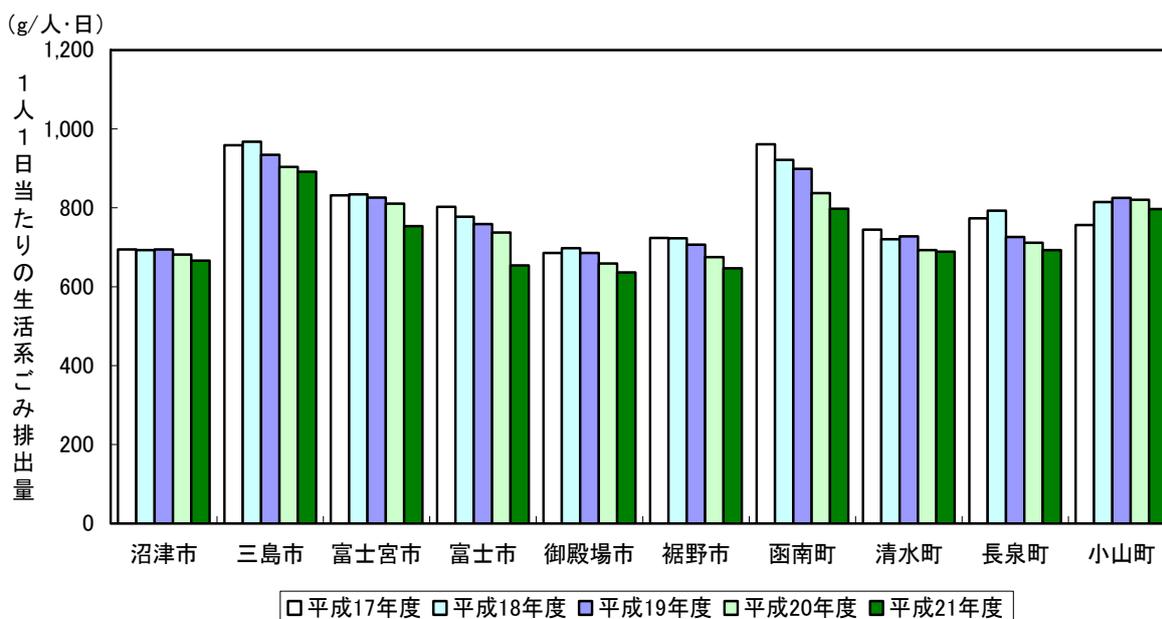


図1-6 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較

5 ごみの減量・リサイクルの状況

(1) ごみの減量化・資源化の取り組み

ごみの発生・排出を抑制し、ごみの減量化・資源化を推奨するために本町が行っている主な取り組みを以下に示します。

表1-6 ごみの減量化・資源化の取り組み

主体	具体的な取り組み
町 民	○消費者の役割 ・分別収集に協力（分別排出）する。
事業者	○事業者の役割 ・町が分別指定した容器包装廃棄物を、自らまたは指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化する。
小山町	○町の役割 ・分別収集を行う。 ----- 【町で行っていること】 ・分別マニュアルの配布。 ・リサイクル施設の見学会の実施。 ・小学生を対象とした最終処分場見学会の実施。

(2) 資源ごみ収集、集団資源回収

本町では、カン・金属類・小型家電、ビン、古紙類、ペットボトルを対象に資源ごみ収集を行っています。また、古紙類と金属類を対象に集団資源回収を行っています。

資源ごみ収集量、集団資源回収量はいずれも減少傾向で推移しています。

表1-7 資源ごみ収集量、集団資源回収量の実績（種類別）

単位:t/年

項目	平成 年度				
	18	19	20	21	22
資源物合計	1,946	1,857	1,749	1,643	1,559
資源ごみ収集量	1,631	1,548	1,418	1,350	1,314
缶・金属類	481	449	423	411	378
ビン	277	284	263	252	243
古紙	823	764	681	641	645
ペットボトル	50	51	51	46	48
集団資源回収量	315	309	331	293	245
新聞紙	120	122	119	98	87
ダンボール	81	73	88	81	61
雑誌	67	74	83	63	52
牛乳パック	39	32	34	45	38
アルミ缶	8	7	6	6	6

資料：小山町生活環境課資料

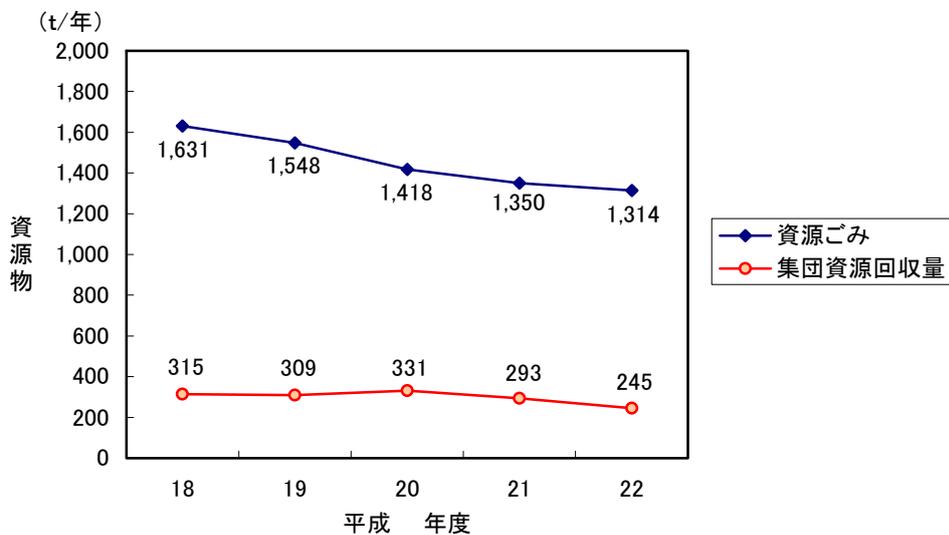


図1-7 資源ごみ収集量、集団資源回収量の推移

本町では、集団資源回収の推進のため、資源リサイクル活動奨励金交付事業を実施し、回収事業を実施している団体に対して奨励金を交付しています。

本事業の実績団体数は、近年横ばいで推移しています。

本事業に基づく回収量1kg当たりの奨励金は8円ですが、近年の集団資源回収量の減少に伴い、奨励金交付額合計、1団体当たりの平均奨励金交付額は減少傾向で推移しています。

表1-8 資源リサイクル活動奨励金交付事業の実績

項目	単位	平成 年度				
		18	19	20	21	22
実績団体数	団体	30	31	34	32	32
集団資源回収量	t/年	315	309	331	293	245
平均回収量	t/団体	10.5	10.0	9.7	9.2	7.7
回収量1kg当りの奨励金単価	円/kg	8	8	8	8	8
奨励金交付額合計	千円	2,516	2,469	2,649	2,343	1,962
平均奨励金交付額	千円/団体	83.9	79.6	77.9	73.2	61.3

資料：小山町生活環境課資料

(3) 生ごみ処理容器等の購入への補助

平成23年度現在、本町では、家庭や事業所等から排出される生ごみの減量化や資源化を推進するため、生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付しています。

一般家庭への生ごみ処理容器等の普及に伴い、制度発足当時よりも低価格化が進み、購入が容易になったことなどから、生ごみ処理容器等の購入への補助制度は一定の成果を得られたと判断されたため、本制度は平成24年度に廃止されます。

表1-9 生ごみ処理容器等の購入助成制度の概要（平成23年度）

項目	内 容
対象者	町内に住所を有する一般家庭、または店舗、事業所、事務所で、その所在地で容器等を使用される方
対象品	生ごみ処理容器等の市販製品
補助内容	1個当たり購入費用の2分の1以内で、1世帯等に1個で1回限りの補助。 ・生ごみ処理容器は3,000円を限度に補助。 ・電気式の場合は30,000円を限度に補助。

6 収集運搬の状況

本町では、生活系ごみを委託で収集・運搬しています。また、事業系ごみについては、事業者自身による直接搬入、または許可業者が収集・運搬しています。

町民及び事業者が可燃ごみを直接搬入する場合は、御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターへ搬入しています。

表 1-10 ごみの収集状況（平成 23 年度）

項目	内容
収集対象区域	小山町計画収集区域
区分の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ
住民の排出時間	当日 8 時まで
収集・運搬時間	8 時 30 分～

表 1-11 品目別ごみの収集方法（平成 23 年度）

項目	排出容器の指定	収集頻度	収集方式	収集形態
可燃ごみ	透明・白色系の半透明の袋、レジ袋（町の指定袋なし）。	週 2 回	ステーション方式	委託
不燃ごみ	透明・白色系の半透明の袋、レジ袋（町の指定袋なし）。	週 1 回		
資源ごみ	ごみ袋等の指定なし。 古紙はひもで十字に縛る。	種類毎に月 2 回		
有害ごみ	透明のビニール袋。	月 2 回		
粗大ごみ	—	随時	—	自己搬入、出張収集

7 中間処理の状況

(1) 中間処理施設の概要

本町から排出されるごみのうち、可燃ごみは御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターに搬入され固形燃料化しています。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、民間業者の施設へ搬入して中間処理しています。中間処理に伴い出てくる資源物は資源化事業者が資源化、可燃物は御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターで固形燃料化、不燃物は小山町一般廃棄物生土最終処分場で埋立処分しています。

表 1-12 御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターの概要

項目	内容
施設名	御殿場市・小山町広域行政組合ごみ固形燃料化施設 (御殿場・小山 RDF センター)
所在地	静岡県駿東郡小山町桑木 445 番地の 1
敷地面積	22,288 m ²
建物及び延床面積	工場棟 6,360 m ² 、管理棟 1,032 m ² 、その他 232 m ²
建設工事費	79 億 2,070 万円 (契約金額)
着手	平成 7 年 10 月 16 日
完成	平成 11 年 3 月 10 日
処理方式	固形燃料化方式 RDF (J-カトレル方式)
施設規模	150t/15h (5 t/h×15h×2 系列)
主要設備方式	受入供給設備 : 計量機、ごみクレーン 破碎・選別設備 : 粗破碎機、一次磁選機、アルミ選別機、一次破碎機、 二次磁選機、二次破碎機 混合設備 : 主反応機、蒸気ボイラ 圧縮成形設備 : 圧縮成形機 乾燥設備 : 乾燥機、バイオバーナ (RDF 用)、熱源炉 (灯油用) 貯留搬出設備 : RDF 貯蔵用サイロ (200 m ³) 排ガス処理設備 : バグフィルタ・酸アルカリ洗浄方式 脱臭設備 : 活性炭吸着式 排水処理設備 : クローズド方式 (雨水・生活排水を除く)
RDF 発熱量	3,200~4,000kcal/kg
添加剤	CaO (生石灰)

表 1-13 中間処理施設 (民間委託) の概要

項目	内容
名称	中間処理施設 (民間委託)
敷地面積	6,671 m ²
処理機械①	3 軸スクリー対向式破碎機 (電気油圧駆動式)
処理機械②	三方締め自動プレス機 (コンベアー付き) 処理能力 (時間当たり) 2,170kg×6ヶ=13,020kg (8時間当たり) 13,020kg×8h=104,160kg
処理機械③	圧縮機 (油圧)

(2) 中間処理の実績

焼却以外の中間処理の実績をみると、ごみ燃料化施設（RDF センター）、資源化等を行う施設での中間処理量はいずれも減少傾向で推移しています。

表 1-14 中間処理量の実績

単位:t/年

項目	平成 年度				
	18	19	20	21	22
直接焼却	32	345	358	348	296
焼却以外の中間処理量	7,864	7,613	7,518	7,119	6,989
ごみ燃料化施設	6,369	6,200	6,209	5,844	5,750
資源化等を行う施設	1,354	1,264	1,155	1,098	1,072
その他の施設	141	149	154	177	167

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

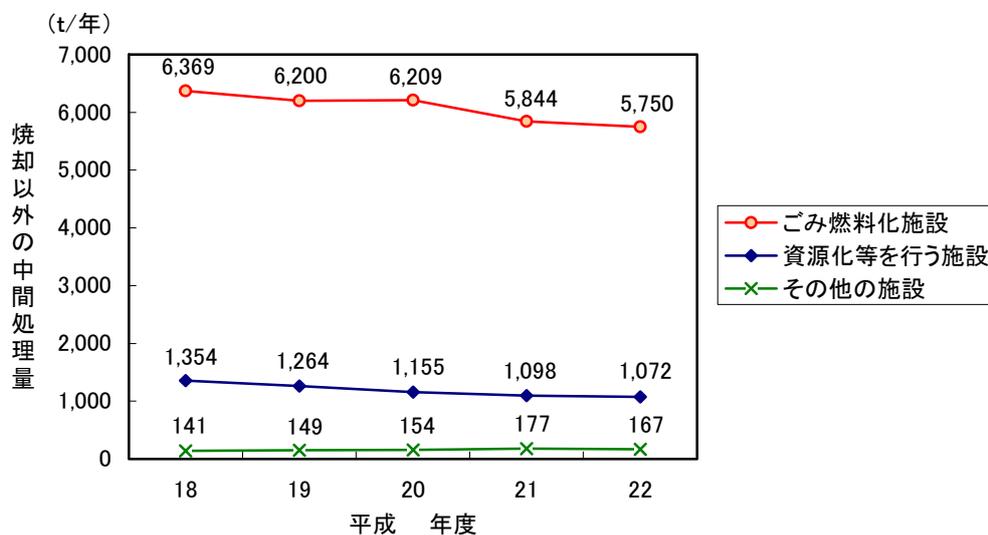


図 1-8 中間処理量の推移

8 リサイクル処理

平成 22 年度のリサイクル率は 19.9%、RDF を含むリサイクル率は 97.7%となっています。

本町では可燃ごみを RDF 化しているため、RDF を含むリサイクル率は極めて高い水準を維持しています。リサイクル率は、資源ごみ収集量の減少傾向に併せて微減傾向で推移しています。

リサイクル率が微減傾向で推移しているのは

- ・新聞、雑誌の販売部数が減少したこと、紙媒体から電子媒体へ移行したこと
- ・容器包装がびん、スチール缶からペットボトルに変化したこと

などにより、重量ベースでの資源回収量が減少してきているためと考えられます。

表 1-15 リサイクルの実績

項目	算出方法	単位	平成 年度				
			18	19	20	21	22
リサイクル率	$b/a \times 100$	%	22.9	21.7	20.6	20.5	19.9
RDFを含むリサイクル率	$c/a \times 100$	%	98.3	98.2	98.1	97.7	97.7
ごみ総排出量	a	t/年	8,494	8,557	8,479	8,020	7,817
資源物合計	$b(b1+b2)$	t/年	1,946	1,857	1,749	1,643	1,559
資源ごみ収集量	b1	t/年	1,631	1,548	1,418	1,350	1,314
集団回収量	b2	t/年	315	309	331	293	245
有害ごみと不燃ごみを除いたごみ排出量	c	t/年	8,348	8,403	8,317	7,835	7,641

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

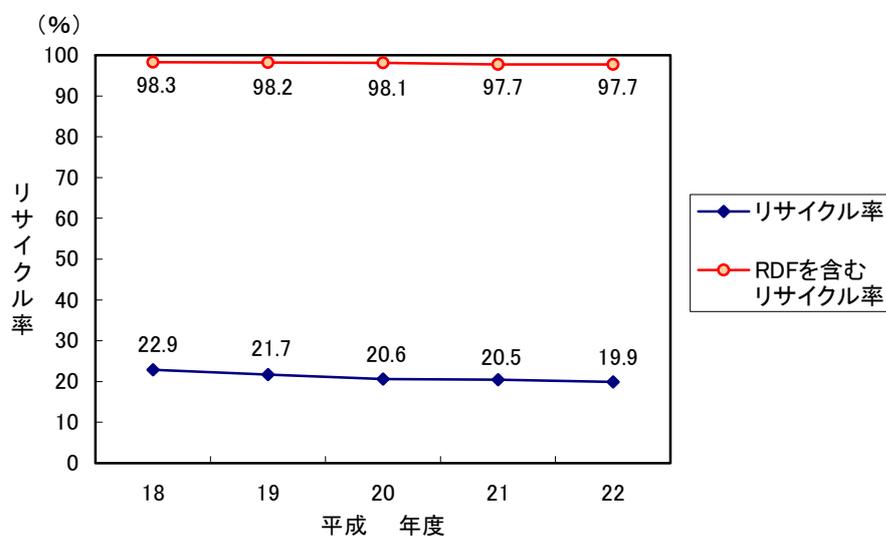


図 1-9 リサイクルの実績の推移

9 最終処分

(1) 最終処分場の概要

本町から排出される不燃ごみ、粗大ごみ等は、委託先の民間事業者が中間処理し、資源化できないものは、小山町一般廃棄物生土最終処分場で埋立処分しています。

表 1 - 16 小山町一般廃棄物生土最終処分場の概要

項 目	内 容
名称	小山町一般廃棄物生土最終処分場
所在地	静岡県駿東郡小山町生土 602
埋立地面積	3,733 m ²
埋立地容量	21,554 m ³
年間埋立量	225 m ³
埋立方式	サンドイッチ方式
汚水処理方式	接触分離ばっき方式
処理対象物	不燃ごみ、破碎ごみ
埋立開始年	平成 12 年 (2000 年)
埋立終了年	平成 27 年 (2015 年)

(2) 埋立処分量

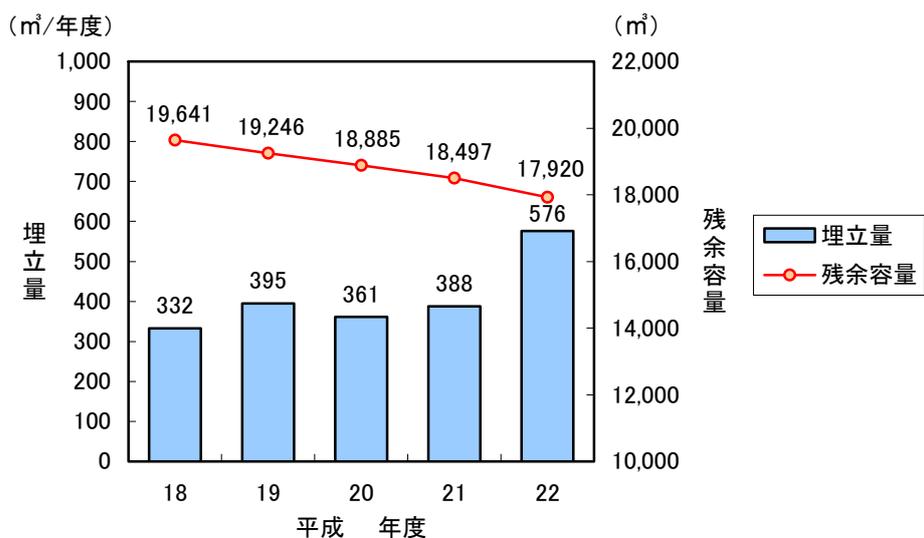
平成 22 年度の埋立量（覆土を含む）は 576 m³/年、残余容量は 17,920 m³となっています。

埋立量（覆土を含む）は、計画埋立量（計画搬入量と計画覆土量の合計）を下回る水準で推移しています。埋立地容量は 21,554 m³であるため、平成 22 年度現在、最終処分場の 83.1%が未使用のままとなっています。

表 1-17 埋立処分量等の実績

項目	単位	平成 年度				
		18	19	20	21	22
計画埋立量	m ³ /年度	1,257	1,259	1,262	1,272	1,280
計画搬入量	m ³ /年度	1,081	1,083	1,085	1,094	1,101
計画覆土量	m ³ /年度	176	176	177	178	179
埋立量	m ³ /年度	332	395	361	388	576
埋立実績量	m ³ /年度	272	315	281	308	476
覆土実績量	m ³ /年度	60	80	80	80	100
残余容量	m ³	19,641	19,246	18,885	18,497	17,920
廃棄物搬入量	t/年度	233	269	240	263	407

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



注. 埋立量が平成 22 年度に例年よりも増加したのは、災害廃棄物（台風）によるものです。

図 1-10 埋立処分量等の推移

(3) 環境保全の状況

生土最終処分場における放流水の水質検査結果によると、全ての検査項目において基準値を下回っており、問題はありません。

表 1-18 生土最終処分場における放流水の水質検査結果

単位:mg/ℓ

検査項目	排水基準	生土上流		生土下流	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
カドミウム	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ひ素	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
シアン化合物	検出されないこと	未検出	未検出	未検出	未検出
総水銀	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀	検出されないこと	未検出	未検出	未検出	未検出
PCB	検出されないこと	未検出	未検出	未検出	未検出
トリクロロエチレン	0.03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満

資料：小山町生活環境課資料

また、生土最終処分場における放流水のダイオキシン類の調査結果によると、環境基準を下回っており、問題はありません。

表 1-19 生土最終処分場における放流水のダイオキシン類の調査結果

単位:pg-TEQ/ℓ

検査項目	環境基準	生土上流		生土下流	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
ダイオキシン類	1	0.047	0.040	0.11	0.081

資料：小山町生活環境課資料

10 ごみ処理の経緯

表 1-20 ごみ処理の経緯

年	小山町	広域行政組合
昭和 30 年	小山地区ごみ焼却場設置 (S30. 6) ・ごみ収集 (主に可燃ごみ) 開始 ・小山地区 車両 1 台 2～3 名で収集 ・須走地区 地区住民と委託業者との直接契約で有料収集 ・各家庭での自家処理が多く、ごみ排出量も少なかった ・昭和 40 年頃までは、主に市街地のごみを収集していた	
38 年	須走地区ごみ焼却場を設置 (S38. 4)	
39 年	ごみの回収手数料を無料にする (S39. 4. 1)	
41 年	小山・須走地区町焼却場廃止 全町のごみ収集業務開始	御殿場市・小山町厚生施設組合を設立
43 年	大御地区大洞にて、不燃ごみの埋立処理開始 (S43. 5. 1～S60. 10. 31)	ごみ処理工場運転開始 (S43. 4. 1) 処理能力：90t/日
46 年		厚生施設組合を「御殿場市・小山町広域行政組合」に改称
47 年		清掃センター稼動時間を従来の 8 時間から 16 時間運転とする (2 交代制)
51 年		清掃センター 60t/日 焼却炉完成
53 年		清掃センター 90t/日 焼却炉に電気集塵機増設
56 年	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの 3 分別 5 種類の分別収集開始 (S56. 8. 1～S59. 7. 31)	
57 年		清掃センター稼動時間が 24 時間連続運転となる (3 班編制 2 直制)
59 年	乾電池を有害ごみとして分別収集を開始、4 分別 6 種類の分別収集となる (S59. 8. 1)	
60 年	須走地区不燃物処理場使用開始 (S60. 11. 1～H1. 10. 31)	
61 年	大御神不燃物処理場使用開始 (S61. 11. 1～H1. 10. 31)	
62 年	北郷、須走地区のごみ収集業務を民間委託 (S62. 4. 1)	
平成元年	明倫、足柄地区のごみ収集業務を民間委託 (H1. 4. 1) 吉久保不燃物処理場使用開始 (H1. 11. 1)	
2 年	生ごみ処理機の補助開始	
3 年	資源リサイクル活動奨励交付金の開始	
4 年	吉久保不燃物処理場に発泡スチロール減容固化機を設置 (H4. 12. 14) (発泡スチロールの減容処理開始) 4 分別 7 種類となる	
7 年		RDF センター工事着工
8 年	廃棄物減量等推進員制度発足	
9 年	空き缶等ポイ捨て条例施行	
10 年	ペットボトルの分別収集開始	RDF センター業務開始
12 年	生ごみ処理機 (電気式) の補助開始 生土最終処分場埋立開始	
15 年	一般廃棄物収集運搬業務の全面委託	

11 ごみ処理体制の状況

(1) 運営管理体制

本町におけるごみ処理事業に係る行政組織及び事務分掌を以下に示します。

ごみ処理については、住民福祉部の生活環境課に位置づけられ、清掃事業を実施しています。

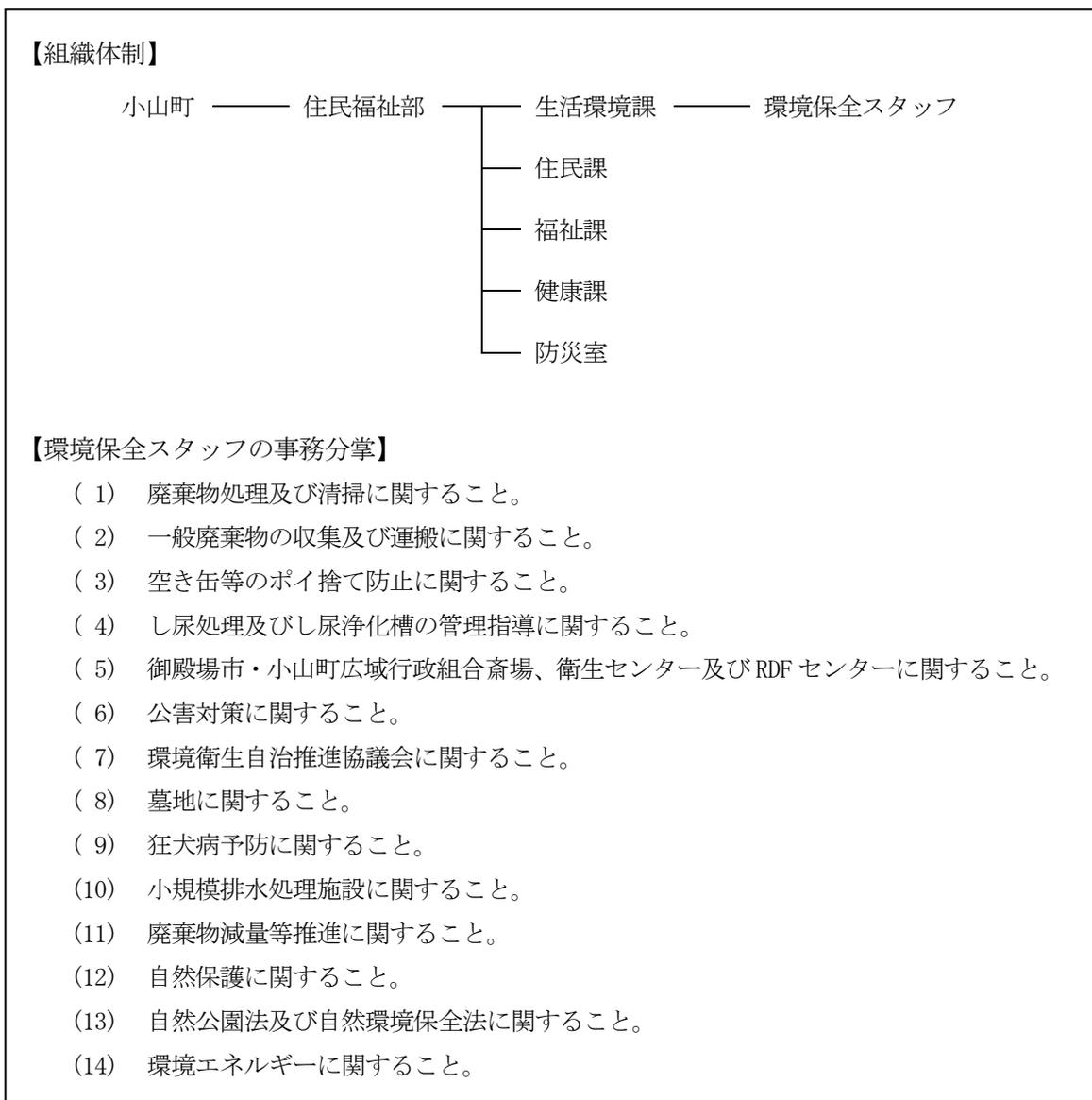


図 1-11 ごみ処理事業に係る行政組織及び事務分掌

(2) ごみ処理費用

平成 22 年度の廃棄物処理事業経費（歳出）は約 3 億 4 千万円、分担金を除く経費は約 9 千万円となっています。廃棄物処理事業経費（歳出）は平成 21 年度まで増加傾向で推移していましたが、平成 22 年度に大きく減少しました。これに対し、分担金を除く経費は平成 18 年度から 22 年度まで継続的に減少傾向で推移しています。

表 1-21 廃棄物処理事業経費（歳出）

単位：千円

歳 出	平成 年度					
	18	19	20	21	22	
建設・改良費	工事費	0	0	6,152	0	500
	収集運搬施設	0	0	0	0	0
	中間処理施設	0	0	0	0	0
	最終処分場	0	0	6,152	0	500
	その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0
	(組合分担金)	372	12,330	13,482	9,114	8,587
小計	372	12,330	19,634	9,114	9,087	
	┆ 分担金除く	0	0	6,152	0	500
処理及び維持管理費	人件費	29,846	26,946	25,005	19,856	12,611
	一般職		19,718	19,328	12,197	8,691
	技能職			0	0	0
	収集運搬			0	0	0
	中間処理			0	0	0
	最終処分		7,228	5,677	7,659	3,920
	処理費	9,078	7,141	7,129	6,169	6,219
	収集運搬費	460	392	381	338	436
	中間処理費	0	0	0	0	0
	最終処分費	8,618	6,749	6,748	5,831	5,783
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	76,093	74,684	76,061	70,684	68,540
	収集運搬費	43,355	42,840	42,845	42,845	42,845
	中間処理費	25,391	24,757	25,825	23,167	23,339
	最終処分費	7,347	7,087	7,391	4,672	2,356
	その他	0	0	0	0	0
	(組合分担金)	307,791	290,380	321,555	388,055	248,201
調査研究費	0	0	0	0	0	
小計	422,808	399,151	429,750	484,764	335,571	
	┆ 分担金除く	115,017	108,771	108,195	96,709	87,370
その他	0	0	0	0	0	
合 計	423,180	411,481	449,384	493,878	344,658	
	┆ 分担金除く	115,017	108,771	114,347	96,709	87,870

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

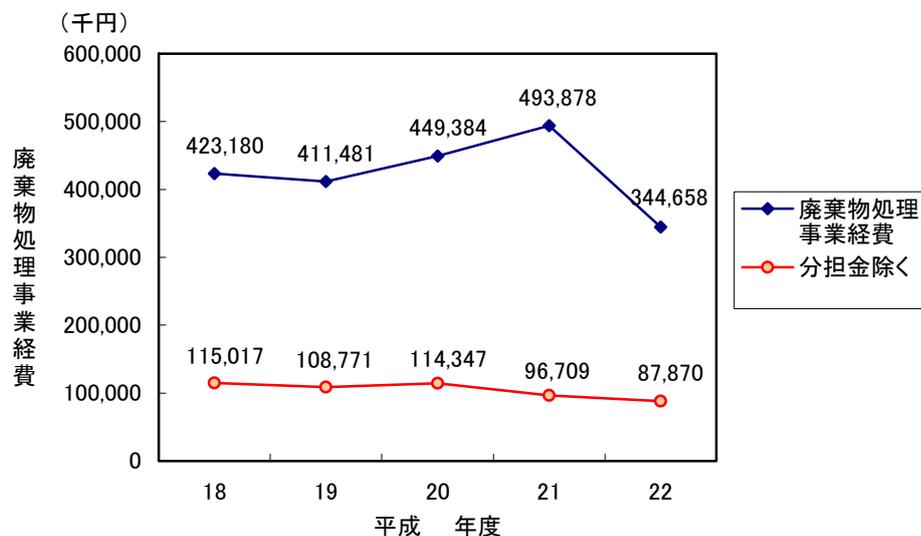


図 1-12 廃棄物処理事業経費（歳出）の推移

御殿場市・小山町広域行政組合の経費をみると、平成 21 年度の廃棄物処理事業経費（分担金の合計）は約 14 億円、RDF センターでのトン当たり経費は約 5 万円となっています。

RDF センターでの年間処理量はほぼ横ばいであるため、廃棄物処理事業経費（分担金の合計）とトン当たり経費はほぼ並行に推移しています。

表 1-22 御殿場市・小山町広域行政組合の経費

項目	単位	平成 年度				
		17	18	19	20	21
廃棄物処理事業経費 (分担金の合計)	千円	1,411,283	1,561,927	1,559,105	1,755,867	1,436,950
御殿場・小山RDFセンター年間処理量	t/年度	30,564	31,570	31,041	30,247	29,637
トン当たり経費	円/t	46,175	49,475	50,227	58,051	48,485

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

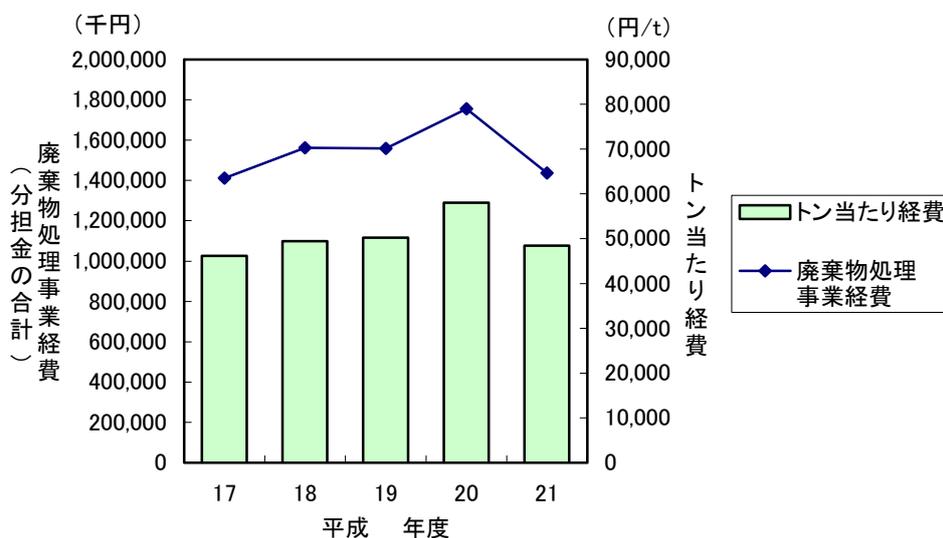


図 1-13 御殿場市・小山町広域行政組合の経費の推移

12 ごみ処理技術の動向

ごみ処理の技術は資源化、減量化、減容化[※]の3要素の組み合わせ技術であり、目的に応じてごみの種類別に採用の可否を決定する必要があります。

要素技術は処理対象物・ごみ質・目的等の用途により様々な方式に細分化されます。また、ごみ処理に関する技術の進歩は著しく、ごみ処理技術の動向については、以下に示す課題を明らかにし、処理技術や対象物別等の目的に応じた分類で整理し、採用可能技術であるかどうか選定した後、必要な内容についてより詳細な情報を常に入手することが望まれます。

- ・地域特性
- ・ごみ処理の現況
- ・ごみ処理計画を行っていく上での課題
- ・ごみの資源化、減量化等を行う上での方針
- ・処理対象物の状況、目的物の用途等
- ・焼却灰の資源化に関する国・県の動向

さらに、個々技術の処理の原理・実績・ごみ質への対応性・作業性・コスト等の特性を把握する必要があり、特に資源化にあたっては、回収物の供給先・市場にはどのようなものがあるかが技術選定上、重要となってきます。

※減容：重量に比べて、見かけの体積の大きなごみの体積を減らすことを減容または減容処理と言います。例えば、廃プラスチック類は、風力選別機で選別し、ヒーターで230℃前後の熱を加え、スクリーン圧縮方式で容積を1/15に減らすことができます。

表1-23 現在実用化・技術開発されているごみ処理技術の整理

ごみ処理要素技術	要素技術の評価 ^{注1)}			実用化の評価 ^{注2)}
	資源化	減量化	減容化	
破碎	△	△	◎	◎
選別	◎	○	△	◎
堆肥化	◎	○	○	○
メタン発酵	◎	○	○	○
ガス回収熱分解	◎	△	○	△
油回収熱分解	◎	△	○	△
圧縮	—	—	◎	◎
プラスチック熔融固化	—	—	◎	○
焼却（発電）	(○)	◎	◎	◎
焼却（熱源利用）	(△)	◎	◎	◎
熱分解ガス化熔融	◎	◎	◎	◎
灰熔融	◎	—	◎	○
固形燃料化	○	○	○	○

注1) 要素技術の評価基準

- ◎：要素技術として該当する目的の達成が確実である。
- ：要素技術として該当する目的を達成できる。
- △：要素技術として該当する目的を二次的に達成する可能性がある。

注2) 実用化の評価基準

- ◎：広く一般に普及している。
- ：実用化され実績がある。
- △：実用化されつつある。

資料：「クリーンリサイクルタウン事業計画策定の手引」（財団法人廃棄物研究財団）を元に作成。

13 国、県及び関係市町等の動向

(1) 国の循環型社会形成推進基本計画の改定（平成 20 年 3 月）

「第 1 次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 15 年 3 月に策定されました。

第 1 次計画は、計画策定後 5 年を目途に見直しを行うこととされており、平成 19 年度における中央環境審議会での見直しの審議を踏まえ、平成 20 年 3 月に「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

第 2 次計画では、環境保全は人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえて内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。

また、循環型社会形成のための数値目標を拡充し、一般廃棄物の減量化に関する取組指標については、以下のとおり設定しました。

表 1-24 第 2 次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

区 分	基準年	目標年	数 値 目 標
全体	平成 12 年度	平成 27 年度	1 人 1 日当たりのごみ排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)を平成 12 年度比で約 10%削減。
生活系ごみ ^{※1}			1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除く)を平成 12 年度比で約 20%削減。
事業系ごみ ^{※2}			事業系ごみの「総量」について、平成 12 年度比で約 20%削減。

※ 1. 生活系ごみについては、粗大ごみは減量対象に含みますが、資源として回収されるものは含みません。

※ 2. 事業系ごみについては、事業所規模によりごみ排出量の差が顕著であるため、1 事業所当たりでなく、総量について目標を設定しました。

(2) 国の廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 22 年 12 月）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会）等を踏まえ、所要の変更を行いました。

廃棄物の減量化の目標量については、第 2 次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標と整合をとり、以下のとおり定めました。

表 1-25 廃棄物処理法に基づく基本方針での目標

区 分	基準年	目標年	数 値 目 標
排出量	平成 19 年度	平成 27 年度	平成 19 年度比約 5 %削減
再生利用量			約 25%に増加
最終処分量			平成 19 年度比約 22%削減

(3) 県の循環型社会形成計画（平成 23 年 3 月）

静岡県は、平成 18 年 3 月に循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促進するための実践行動計画として、「静岡県循環型社会形成計画」を策定し、廃棄物の削減などに取り組んできました。

本計画は、策定から 5 年を経過した平成 23 年度に「第 2 次静岡県循環型社会形成計画」（ふじのくに廃棄物減量化計画）として改定され、持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して廃棄物の削減などを継続し、さらに、効果的な取組を推進することとしています。

静岡県循環型社会形成計画の基本目標：県民総参加による循環型社会の形成

静岡県の一般廃棄物の減量化の目標は、廃棄物処理法に基づく国の基本方針に掲げられた目標に留意して、以下のとおり定められました。

○排出量

現在の取組を継続すれば、平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの排出量は、988g/人・日と見込まれます。さらに取組を強化することにより平成 20 年度の実績から 1 割（10%）削減した 944g/人・日を目標とします。

○最終処分量

平成 27 年度の実績は、平成 20 年度実績から 22%削減し、102 千 t にします。

表 1-26 県の目標

区 分	単位	平成 20 年度（実績）	平成 27 年度（目標量）
排出量	g/人・日	1,049	944（対 H20 -10%）
最終処分量	千 t	131	102（対 H20 -22%）

(4) 県のごみ処理広域化計画（平成 10 年 3 月）

近年のごみ処理は、排出量の増加や質の多様化、ダイオキシン類の対策、最終処分場の確保など、様々な問題を抱えており、これまでの市町村や一部事務組合ごとの処理体制では困難な状況となっています。

平成 9 年 1 月に厚生省より示された「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」及び「ごみ処理の広域化計画」により、静岡県においても平成 10 年 3 月に「静岡県ごみ処理広域化計画」を策定し、その中で本町は、駿豆圏域の駿豆北部会に位置づけられています。計画では、圏名、構成市町、人口、要整備規模、31 キロ圏クリア率等が示されています。

駿豆ブロックは、広域市町圏、焼却施設の容処理規模 300t/日、ごみの輸送距離 31km 圏等を考慮して設定されました。

表 1-27 駿豆広域の内容

広域処理圏名	構成市町村	人口	要整備規模	31km 圏クリア率	構成市町村名
駿豆	12	790,480 人	832t/日	63%	沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、熱海市、伊東市、小山町、長泉町、函南町、清水町、伊豆の国市、伊豆市

表 1-28 広域事業の内容

年 度	事 業 内 容
平成 13～	①事業主体の設立 ②広域ごみ処理体制や施設整備の内容検討及び決定 ③施設設置場所の環境アセスメント ④施設の実施設計 ⑤施設の建設、広域ごみ処理体制の整備
平成 29 (計画最終年度)	○施設の稼働、広域ごみ処理体制の実施 ○第一段階での広域化（焼却施設 100t/日以上）を全圏域完了

表 1-29 ごみ処理広域化の意義

項 目	具 体 的 内 容
広域化の意義	○ダイオキシン類の排出削減 ○地球温暖化の防止 ○リサイクルの推進 ○市町のごみ処理経費の削減

(5) 駿豆北ブロック駿豆ブロック

圏域の面積・人口・地理的・地形的特性や収集運搬等の妥当性および各市町の歴史的経緯等を勘案し、ごみ処理対策委員会において、南・北の2つのブロックに分割することとなりました。

表 1-30 駿豆ブロックの概要

広域処理圏名	構成市町村	人口	要整備規模		構成市町村名
駿豆北	4 市 4 町	606,594 人	ごみ処理施設	約 600t/日	沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、小山町、長泉町、函南町、清水町
			破砕選別処理施設	約 120t/日	
			最終処分場	約 74,000 m ³	

表 1-31 駿豆北ブロックのごみ処理広域化推進上の目標と課題

基 本 目 標	施 策 の 方 向
広域連携による安心・安全な循環型社会形成	○ 3 R 推進のための広域ソフト施策の展開 ○ 広域処理施設の着実な整備・充実 ○ 広域的不法投棄防止対策の推進 ○ 災害廃棄物の広域処理の推進

14 関係法令の動向

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。



図1-14 循環型社会の形成と推進のための法制度

15 前回の計画の目標の達成状況

前回の「小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成19年3月）において、本町のごみに関する目標は、平成15年度を基準年、平成22年度を目標年として、以下のとおり設定されています。

表1-32 前回の計画の目標

項目	目標	目標の具体的な数値		
		指標	平成15年度 実績値	平成22年度 目標値
ごみ排出量	5%削減	①ごみ排出量	8,299t/年	7,885t/年 (5%削減)
		②収集ごみ原単位*	556.6g/人・日	523.0g/人・日 (現状推移値を維持)
再生利用量 (総資源化量)	現状維持	③リサイクル率	24.7%	24.6%
RDFを含んだ場合	現状維持	④リサイクル率 (RDFを含んだ場合)	98.2%	98.2% (現状維持)
最終処分量	6%削減	計画書には具体的な目標値は示されていませんが、平成15年度実績値は以下のとおりであり、この6%を削減した値となります。		
		項目	平成15年度 実績値	平成22年度 目標値
		埋立容量 (覆土を含む)	257 m ³	241.6 m ³
		埋立量 (覆土を含まない)	195.8 t	184.1 t

※収集ごみ：委託による可燃ごみ、粗大性可燃ごみ、不燃ごみの収集量。
(資源ごみや許可業者による収集量は含まず)

平成22年度のごみの排出、処理・処分に関する実績を平成22年度の目標値と比較したところ、ごみ排出量とリサイクル率(RDFを含んだ場合)は目標をほぼ達成しましたが、他は未達成でした。

表1-33 前回の計画の目標の達成状況

項目	単位	実績値	目標値		目標値の設定根拠	
		平成 22年度	平成 22年度	達成 状況		
ごみ 排出量	ごみ排出量	t/年	7,817	7,885以下	○	平成15年度から5%削減
	収集ごみ原単位	g/人・日	569	523.0程度	×	
再生 利用量	リサイクル率	%	19.9	24.6程度	×	現状維持
	(RDFを含んだ場合)	%	97.7	98.2程度	○	
最終 処分量	埋立容量(覆土を含む)	m ³ /年	576	241.6程度	×	平成15年度から6%削減
	埋立量(覆土を含まない)	t/年	407	184.1程度	×	

注. 平成22年度の埋立量は、災害廃棄物(台風)の影響により例年よりも増加しています(図1-10参照)。

第2章 ごみ処理に関する問題・課題

第2章 ごみ処理に関する問題・課題

1 ごみの発生・排出の抑制に関する問題・課題

(1) 可燃ごみの減量化

- ◆ごみ総排出量は、近年減少傾向で推移しているため、今後もこの傾向を維持できるよう、更なるごみの減量化に向けて努力する必要があります。
- ◆排出されるごみの中では可燃ごみが最も多いため、ごみの減量化を進めていく上では、可燃ごみの排出抑制に対する取り組みを重点的に検討する必要があります。
- ◆可燃ごみの中で大きな比重を占めている生ごみについて、自家処理の推進や水切り徹底などにより一層の減量化を図る必要があります。

(2) 不燃ごみの減量化

- ◆不燃ごみ中に資源ごみ等が混入されないよう、分別排出の徹底にむけた取り組みを検討する必要があります。
- ◆また、分別徹底の結果、金属の付いたプラスチック製品や金属とプラスチック等を分離できない複合製品などが「不燃ごみ」として排出され、不燃ごみが減少しない可能性についても併せて検討する必要があります。

(3) 生活系ごみの排出抑制

- ◆生活系ごみの排出量は、平成 19 年度以後は減少傾向で推移していますが、これは人口の減少や経済状況（不景気による消費の低下）によるものである可能性があるため、これらを考慮しながら、今後も生活系ごみの排出抑制を進める必要があります。
- ◆本町の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は、近隣の他市町と比較して高い水準にあり、また、近年の減少傾向も小さいため、今後も町民に対してごみを出さないライフスタイルの普及啓発を行うことにより、生活系ごみの減量に努める必要があります。

(4) 事業系ごみの排出抑制

- ◆事業系ごみの減量に向けて、事業者自身のごみ排出抑制目標を設定してごみ減量の取り組みに努めるよう、今後も指導を行うものとします。
- ◆事業系ごみの大半は可燃ごみですが、資源化可能なごみも多く含まれていることが考えられます。このため、事業系の資源古紙等の分別を徹底するよう指導を行うものとします。

2 ごみの資源化に関する問題・課題

(1) 資源化率の向上

- ◆資源ごみ収集量は、近年減少傾向で推移しているため、可燃ごみに含まれる古紙類など、資源化可能物の更なる分別徹底を図る必要があります。
- ◆古紙類等については、行政による資源ごみ収集よりも地域での集団資源回収に出すよう、住民への意識啓発に努める必要があります。また、交付金との費用対効果などを踏まえ、集団資源回収のあり方について再検討する必要があります。
- ◆リサイクル率（RDF を含まない）は、近年減少傾向で推移していますが、これは新聞や雑誌の販売部数の減少による古紙の減少や容器包装がびん・缶からペットボトルに変化したこと等による影響が考えられます。重量ベースでのリサイクル率は、リサイクルの取り組みの実態を反映していない可能性があるため、これらの社会的背景等を考慮したリサイクルの取り組みの評価のあり方について検討を行うものとします。
- ◆より一層のごみの減量、再使用、再生利用のためには、環境教育や啓発機能を併せ持ったリサイクルセンターの施設整備に向けた調査研究を行う必要があります。

(2) 生ごみの堆肥化

- ◆今後も各家庭での生ごみ処理容器等の使用を促進し、生ごみの堆肥化等による減量化・資源化を図っていくとともに、利用者の継続使用や適正使用に対する指導、啓発等を行う必要があります。
- ◆堆肥として有効利用する生ごみ発酵促進剤の紹介等を行ってきましたが、今後は町全域での利用を促進し、生ごみの堆肥化等による減量化・資源化を図っていく必要があります。

3 ごみの適正処理に関する問題・課題

(1) 収集・運搬に関する課題

- ◆ごみ排出頻度の増加や、新たなりサイクル資源の収集に対応するため、収集機材や人員を増やすのではなく、コスト面も重視した上で収集の効率化を図っていく必要があります。
- ◆ごみ処理費用については、生活系と事業系の性質の違いを考慮し、費用負担の公平化の観点から、総合的に見直しの検討を進める必要があります。
- ◆集積所での不適正なごみ出し（未分別で排出など）、資源物の持ち去り、ごみの散乱などを防止するため、地域住民との協力・連携による集積所の適正な管理のあり方について検討します。
- ◆収集作業の効率化や、作業の安全性等を確保するため、まちの景観や環境に配慮し、町民にごみ排出のマナー向上の啓発を行うことが必要です。
- ◆将来の施設更新に備え、これまでに行ってきた収集・運搬体制の見直しを行い、適正な収集・運搬体制を確立する必要があります。
- ◆高齢者や障害のある方にとって、ごみや資源の分別や排出は困難を伴います。今後、更なる高齢化の進行も予想されるため、高齢者や障害のある方にとって、ごみの分別や適正な排出に協力していただける環境づくりに努めて行く必要があります。
- ◆将来における人口減少とともに、高齢化の進展に伴う高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯及び要介護者のいる世帯の増加が予想されます。高齢者のみの世帯や要介護者のいる世帯などでは、ごみの分別徹底や家庭から集積所へのごみや資源物の排出ルールに負担を感じ、十分な協力が得られなくなることが考えられるため、戸別収集等のありかた等について事前に検討する必要があります。

(2) 中間処理・最終処分に関する課題

- ◆ごみの中間処理については、御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターのごみ固形燃料化施設の転換も視野に入れて、新施設の調査研究を進めるとともに、当面は当該施設を適正に使用していく必要があります。
- ◆生土最終処分場では、毎年、計画埋立量を下回る水準で埋立処分が行われていますが、今後ごみの排出抑制、資源化の推進による埋立処分量の削減・延命を図っていく必要があります。
- ◆最終処分場においては、ダイオキシン類等の環境測定、放流水の水質調査を定期的を実施していますが、これまでに問題は発生していません。今後も施設の適正な維持管理や周辺環境の保全に努めていく必要があります。

(3) その他、適正処理に関する課題

- ◆町で処理することが困難なものや不適当なものは、町民及び事業者に排出抑制の PR 等を行い、製造・販売事業者の責任のもと、民間での適正処理を要請していく必要があります。
- ◆現在、中間処理としてはごみ固形燃料化が行われていますが、将来の施設整備の方向性を勘案した上で、ごみ処理に関する先進事例や先進技術の調査を続けていく必要があります。
- ◆地震や豪雨等の天災による建物・家財道具等の災害ごみが一時的に大量に搬入される可能性が考えられるため、災害時におけるごみの適正処理を行うことのできる体制の確保について検討を進めていく必要があります。

第3章 ごみ排出量の推計

第3章 ごみ排出量の推計

1 推計方法

本町の現状推移時における将来のごみ排出量は、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「組合」とする。）の「ごみ処理総合施設整備基本計画策定業務報告書」（平成19年12月）に示された予測値を基本として設定することとしました。

(1) 推計対象のごみの区分

組合の予測値と本町の実績値のごみの区分を以下に示します。

組合の予測値での「可燃ごみ」は、本町の実績値の「一般収集ごみ」、「許可業者・直接搬入ごみ」、「自衛隊ごみ」の合計値でした。

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、組合の予測値と本町の実績値で同じ内容となっていました。

なお、本町の実績値の「有害ごみ」、「集団資源収集」については、組合の予測値では対象外となっていました。

表3-1 組合の予測値と本町の実績値のごみの区分

組合の予測値でのごみの区分（予測した年度）		本町の実績値のごみ区分
可燃ごみ（平成19～32年度）		可燃ごみ <ul style="list-style-type: none"> ①一般収集ごみ ②許可業者・直接搬入ごみ ③自衛隊ごみ
不燃ごみ（平成19～33年度）		不燃ごみ ①一般収集ごみ
粗大ごみ（平成19～33年度）		粗大性可燃ごみ ①一般収集ごみ
資源ごみ（平成19～33年度）	ビン	資源ごみ ①ビン
	缶	資源ごみ ①缶・金属類
	ペットボトル	資源ごみ ①ペットボトル
	古紙	資源ごみ ①古紙
—		有害ごみ
—		集団資源収集

(2) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの推計方法

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては、平成 22 年度の本町の実績値と組合の予測値の整合をとり、両者が一致するよう調整しました。このときに使用した両者の比率（本町の実績値／組合の予測値）により、平成 23 年度以降の組合の予測値を補正しました。

組合の予測値は、可燃ごみについては平成 32 年度まで、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては平成 33 年度まで示されているため、それ以降の年度については、平成 23 年度以降の予測値（補正後）の推移状況に回帰式を設定して推計しました。

このときに使用した回帰式を以下に示します。

表 3-2 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの将来推計に使用した回帰式

ごみの区分		対象年度	使用した回帰式
可燃ごみ		平成 33～38 年度	累乗式
不燃ごみ		平成 34～38 年度	対数式
粗大ごみ		平成 34～38 年度	対数式
資源ごみ	ビン	平成 34～38 年度	累乗式
	缶	平成 34～38 年度	累乗式
	ペットボトル	平成 34～38 年度	累乗式
	古紙	平成 34～38 年度	累乗式

組合のごみの区分毎の推計値は、表 3-1 に示す本町の実績値のごみ区分に従い振り分けました。

このとき、可燃ごみについては、可燃ごみ全体の推計値を平成 22 年度の①一般収集ごみ、②許可業者・直接搬入ごみ、③自衛隊ごみの比率で配分しました。

(3) 有害ごみ、集団資源回収の推計方法

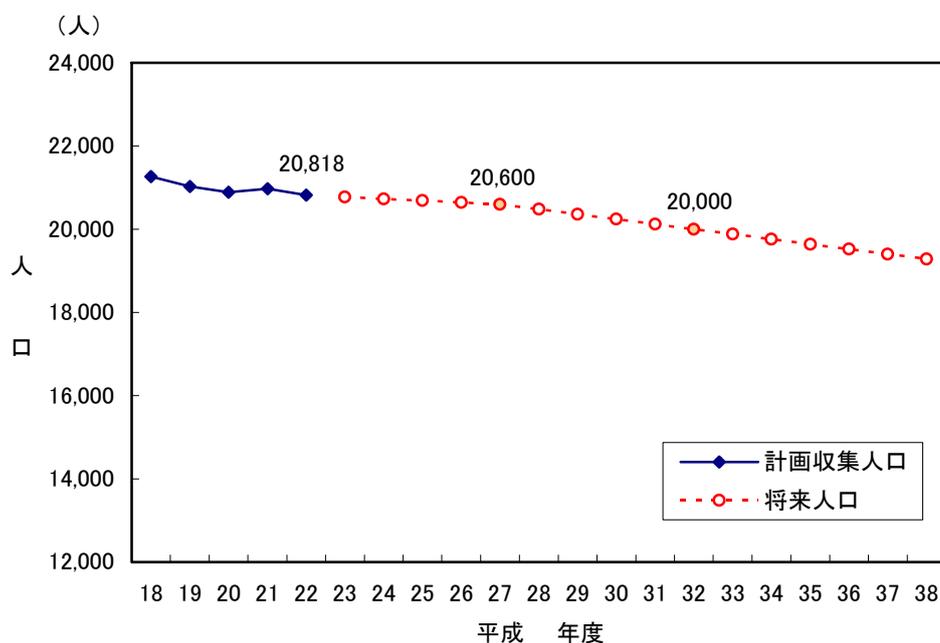
組合の予測値が設定されていない有害ごみ、集団資源回収については、個別に将来推計しました。

有害ごみと集団資源回収の実績値をみると、有害ごみは平成 20～22 年度に大きく増加、集団資源回収は平成 22 年度に大きく減少したため、将来推計に際しては、実績値の推移状況に回帰式を設定する方法は採用せず、平成 22 年度の実績値に将来人口の増減比を考慮して設定する方法を採用しました。

本町の将来人口は、「第 4 次小山町総合計画」に示された基本人口を使用しました。

表 3-3 将来人口

項目	平成 27 年	平成 32 年	資料
将来人口	20,600 人	20,000 人	「第 4 次小山町総合計画」に示された基本人口



※平成 27・32 年以外の将来人口の設定方法

平成 23～26 年：平成 22 年の計画収集人口と平成 27 年の将来人口より按分して設定。

平成 28～31 年：平成 27 年と平成 32 年の将来人口より按分して設定。

平成 33～38 年：平成 27 年から 32 年にかけて、人口は毎年 120 人ずつ減少するため、平成 33 年以降も同様に減少するとして設定。

図 3-1 人口の推移状況

2 推計結果

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は、将来的に減少傾向で推移します。平成 38 年度のごみ総排出量は 7,513 トンで、現状（平成 22 年度）から 3.9%減少すると予測されました。

内訳をみると、一般収集ごみは将来的にほぼ横ばいで推移するのに対し、資源ごみは大きな減少傾向を示すことが特徴となっています。

表 3-4 ごみ排出量の推計結果のまとめ

単位:t/年

項目	平成	平成	増減	平成	増減	平成	増減
	22年度	28年度		33年度		38年度	
ごみ総排出量	7,817	7,679	-1.8%	7,565	-3.2%	7,513	-3.9%
集団資源回収	245	241	-1.6%	234	-4.5%	227	-7.4%
一般収集ごみ	4,323	4,334	0.3%	4,307	-0.4%	4,310	-0.3%
資源ごみ	1,314	1,193	-9.2%	1,152	-12.3%	1,123	-14.6%
有害ごみ	9	9	-1.6%	9	-4.5%	8	-7.4%
許可業者・直接搬入ごみ	1,561	1,541	-1.3%	1,510	-3.3%	1,495	-4.2%
自衛隊ごみ	365	360	-1.3%	353	-3.3%	350	-4.2%

注. 平成 28・33・38 年度の「増減」は、平成 22 年度に対する増減を示します。

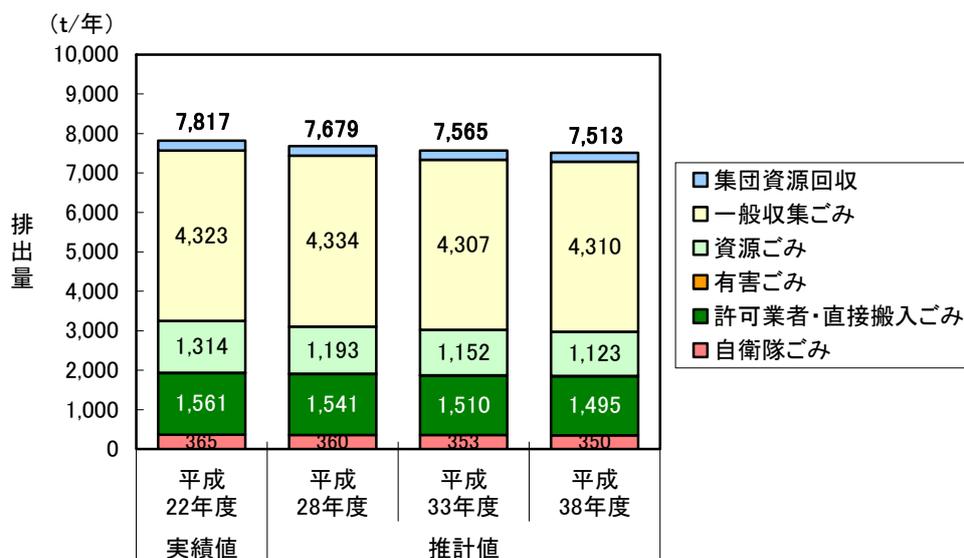


図 3-2 ごみ排出量の推計結果

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ総排出量（原単位）は、将来的に増加傾向で推移します。平成38年度の1人1日当たりのごみ総排出量（原単位）は1,068g/人・日で、現状（平成22年度）から3.8%増加すると予測されました。

内訳をみると、資源物（原単位）は将来的に減少するのに対し、ごみ処理量（原単位）及び一般収集ごみ（原単位）は増加傾向を示すことが特徴となっています。

表3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推計結果のまとめ

単位:g/人・日

項目	平成22年度	平成28年度	増減	平成33年度	増減	平成38年度	増減
	ごみ総排出量原単位	1,029	1,027	-0.1%	1,043	1.3%	1,068
資源物原単位	205	192	-6.5%	191	-6.9%	192	-6.5%
- 集団資源回収原単位	32	32	0.0%	32	0.0%	32	0.0%
- 資源ごみ原単位	173	160	-7.7%	159	-8.2%	160	-7.7%
ごみ処理量原単位	824	835	1.4%	851	3.4%	876	6.3%
- 一般収集ごみ原単位	569	580	1.9%	594	4.3%	612	7.6%

注. 平成28・33・38年度の「増減」は、平成22年度に対する増減を示します。

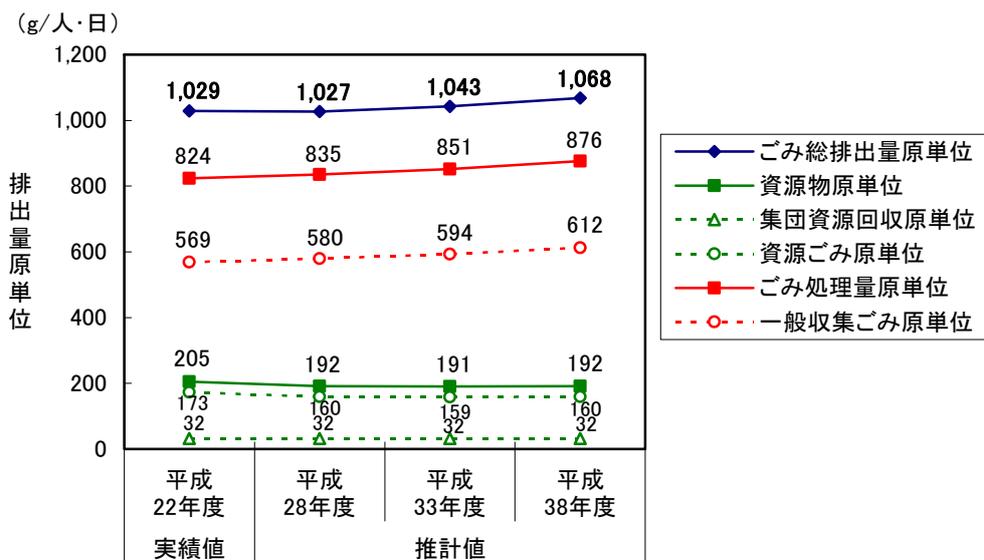


図3-3 1人1日当たりのごみ排出量の推計結果

(3) リサイクル処理

リサイクル率、及びRDFを含むリサイクル率は、いずれも将来的に微減傾向で推移します。

平成38年度のリサイクル率は18.0%、RDFを含むリサイクル率は97.0%と予測されました。

ごみ総排出量は将来的に減少傾向で推移しますが、資源物合計（資源ごみ収集量と集団回収量）、及び有害ごみと不燃ごみを除いたごみ排出量は、ごみ総排出量よりも減少傾向が大きくなっているため、リサイクル率、及びRDFを含むリサイクル率は将来的に減少します。

表3-6 リサイクルの推計結果のまとめ

項目	算出方法	単位	平成	平成	増減	平成	増減	平成	増減
			22年度	28年度		33年度		38年度	
リサイクル率	$b/a \times 100$	%	19.9	18.7	93.7%	18.3	91.9%	18.0	90.1%
RDFを含むリサイクル率	$c/a \times 100$	%	97.7	97.5	99.7%	97.2	99.4%	97.0	99.2%
ごみ総排出量	a	t/年	7,817	7,679	98.2%	7,565	96.8%	7,513	96.1%
資源物合計	$b(b1+b2)$	t/年	1,559	1,434	92.0%	1,386	88.9%	1,350	86.6%
資源ごみ収集量	b1	t/年	1,314	1,193	90.8%	1,152	87.7%	1,123	85.4%
集団回収量	b2	t/年	245	241	98.4%	234	95.5%	227	92.6%
有害ごみと不燃ごみを除いたごみ排出量	c	t/年	7,641	7,484	97.9%	7,353	96.2%	7,288	95.4%

注. 平成28・33・38年度の「増減」は、平成22年度に対する増減を示します。

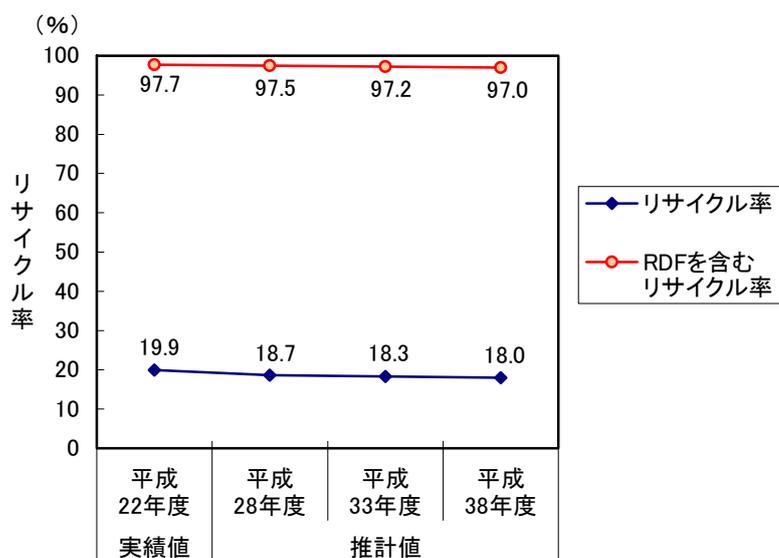


図3-4 リサイクルの推計結果

表3-7 ゴミ排出量推計結果一覧表 [現状推移時]

項目	単位	平成 年度																				
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
計画収集人口	人	21,267	21,025	20,891	20,970	20,818	20,774	20,731	20,687	20,644	20,600	20,480	20,360	20,240	20,120	20,000	19,880	19,760	19,640	19,520	19,400	19,280
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
集団資源回収	t/年	315	309	331	293	245	244	244	243	243	242	241	240	238	237	235	234	233	231	230	228	227
一般収集ごみ	t/年	4,308	4,423	4,447	4,387	4,323	4,309	4,302	4,304	4,303	4,324	4,334	4,327	4,307	4,301	4,304	4,307	4,308	4,308	4,309	4,309	4,310
可燃ごみ	t/年	3,946	4,043	3,934	3,861	3,818	3,794	3,777	3,770	3,758	3,770	3,770	3,753	3,724	3,707	3,701	3,693	3,686	3,678	3,671	3,664	3,657
粗大性可燃ごみ	t/年	221	231	359	349	338	344	351	357	365	370	378	384	390	397	403	410	416	421	426	431	436
不燃ごみ	t/年	141	149	154	177	167	171	174	177	180	184	187	191	194	197	200	203	206	209	211	214	216
資源ごみ	t/年	1,631	1,548	1,418	1,350	1,314	1,240	1,226	1,214	1,198	1,203	1,193	1,188	1,180	1,170	1,164	1,152	1,146	1,140	1,134	1,128	1,123
缶・金属類	t/年	481	449	423	411	378	356	353	350	345	346	343	341	340	336	335	331	330	328	326	324	323
ビン	t/年	277	284	263	252	243	229	227	224	221	222	221	220	218	216	215	213	212	211	209	208	207
古紙	t/年	823	764	681	641	645	609	602	595	588	590	586	583	579	575	571	565	562	559	556	554	551
ペットボトル	t/年	50	51	51	46	48	46	45	44	44	45	44	44	44	43	43	43	43	42	42	42	42
有害ごみ	t/年	5	5	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8
許可業者・直接搬入ごみ	t/年	1,778	1,830	1,858	1,578	1,561	1,551	1,544	1,541	1,537	1,541	1,541	1,534	1,522	1,515	1,513	1,510	1,507	1,504	1,501	1,498	1,495
可燃ごみ	t/年	1,778	1,830	1,858	1,578	1,561	1,551	1,544	1,541	1,537	1,541	1,541	1,534	1,522	1,515	1,513	1,510	1,507	1,504	1,501	1,498	1,495
自衛隊ごみ	t/年	457	442	417	404	365	363	361	360	359	360	360	359	356	354	354	353	352	352	351	350	350
可燃ごみ	t/年	457	442	417	404	365	363	361	360	359	360	360	359	356	354	354	353	352	352	351	350	350
合計(ごみ総排出量)	t/年	8,494	8,557	8,479	8,020	7,817	7,717	7,686	7,672	7,649	7,680	7,679	7,656	7,613	7,586	7,579	7,565	7,554	7,543	7,533	7,523	7,513
リサイクル率	%	22.9%	21.7%	20.8%	20.5%	19.9%	19.2%	19.1%	19.0%	18.8%	18.8%	18.7%	18.6%	18.6%	18.5%	18.5%	18.3%	18.2%	18.2%	18.1%	18.0%	18.0%
集団資源回収	g/人・日	41	40	43	38	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
一般収集ごみ	g/人・日	555	575	583	573	569	567	569	570	571	573	580	582	583	584	590	594	597	599	605	609	612
可燃ごみ	g/人・日	508	525	516	504	502	499	499	499	499	500	504	505	504	503	507	509	511	512	515	517	520
粗大性可燃ごみ	g/人・日	28	30	47	46	44	45	46	47	48	49	51	52	53	54	55	57	58	59	60	61	62
不燃ごみ	g/人・日	18	19	20	23	22	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	29	29	30	30	31
資源ごみ	g/人・日	210	201	186	176	173	163	162	161	159	160	160	160	160	159	159	159	159	159	159	159	160
缶・金属類	g/人・日	62	58	55	54	50	47	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
ビン	g/人・日	36	37	34	33	32	30	30	30	29	29	30	30	30	29	30	29	29	29	29	29	29
古紙	g/人・日	106	99	89	84	85	80	80	79	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
ペットボトル	g/人・日	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
許可業者・直接搬入ごみ	g/人・日	229	238	244	206	205	204	204	204	204	204	206	206	206	206	207	208	209	209	211	212	212
可燃ごみ	g/人・日	229	238	244	206	205	204	204	204	204	204	206	206	206	206	207	208	209	209	211	212	212
自衛隊ごみ	g/人・日	59	57	55	53	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	49	49	49	49	50
可燃ごみ	g/人・日	59	57	55	53	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	49	49	49	49	50
合計(ごみ総排出量)	g/人・日	1,094	1,112	1,112	1,048	1,029	1,015	1,016	1,016	1,015	1,019	1,027	1,030	1,030	1,030	1,038	1,043	1,047	1,049	1,057	1,062	1,068

注:平成18～22年度の網掛けは実績値を示します。

第4章 ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

環境への負荷が少なく、将来的に持続可能な「循環型社会」を構築するためには、現在のライフスタイルやビジネススタイルを環境に配慮したものに改める必要があります。具体的には、町民や事業者の協力のもとで、ごみの減量化や資源化を一層推進することが望まれます。

現在、本町及び本町を取り巻く社会経済情勢をみると、人口の減少と高齢化の進行、産業構造の転換など、大きな変化が生じつつあります。このような状況の中、ごみについても、1人1日当たりのごみ排出量の減少や資源物の重量ベースでの回収量の減少など、これまでとは異なるトレンドが確認されてきています。

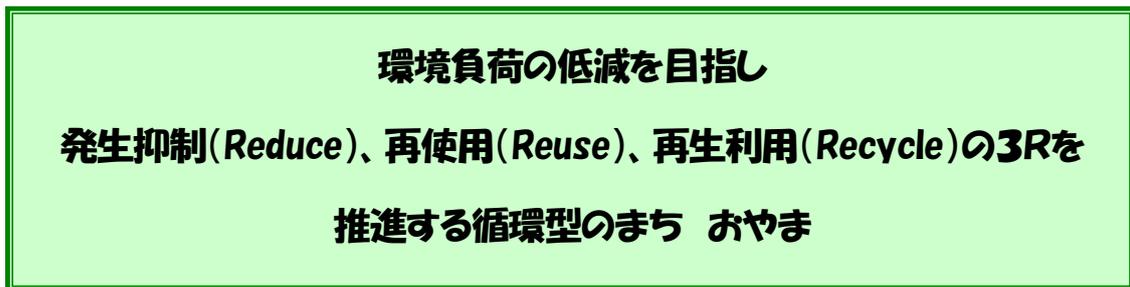
本町では、ごみ問題を重視しており、第4次小山町総合計画では、「ごみ減量の推進」、「リサイクルの推進」、「適正な廃棄物処理の推進」により循環型社会の構築を目指すこととしています。

また、御殿場市・小山町広域行政組合では、適正なごみ処理の推進のため、将来的に新たなごみ処理施設を整備することとしています。

ごみを取り巻く環境は大きく変化してきていますが、本町ではごみの減量化・資源化にむけて、ごみ排出量の減少などで一定の成果を収めてきました。また、本町では可燃ごみをRDF化しているため、RDFを含むリサイクル率は極めて高い水準を維持しています。

今後もこの流れを大きく変えることなく、ごみの減量化・資源化を引き続き推進していくことが望まれるため、本計画の基本理念、基本的な視点、基本方針は前計画を継続・踏襲することを基本とします。

(1) 基本理念



本計画では、本町における循環型社会の構築に向けて、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを廃棄物行政の基本として、基本方針や具体的な施策などを示すこととします。

また、ごみの発生・排出抑制や適正な処理・処分のあり方などを示すとともに、計画の展開・推進に際しての町民、事業者、町の役割分担を明らかにします。

(2) 基本的な視点

基本理念を実現するため、本計画の策定に当たっての基本的な視点を以下に示します。

◆主体性のある計画

国や県、その他関連の諸計画との整合性を図り、本町のもつ地域や風土といった特性を加味します。

◆町民、事業者、町連携の計画

町民、事業者、町がそれぞれの役割を認識し、互いの連携に努めます。

◆実効性・実現性のある計画

循環型社会を構築するために実効性と具体性を持たせます。

◆現状の問題点に対応した計画

町での具体的な問題点の解決を目指します。

(3) 基本方針

基本理念を実現するため、本町のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように設定します。

●基本方針1 3Rの推進とごみの減量化・資源化

3Rを推進し、排出されるごみの減量に対する取り組みと、資源化・再使用を進め、本町における循環型社会の構築を図ります。

●基本方針2 環境負荷の少ない適正なごみ処理

ごみの排出に対して、環境に負荷をかけないごみ処理を基本とします。

●基本方針3 町民、事業者、行政の協働による取り組み

三者（町民、事業者、行政）の役割を明確にし、協働による取り組みを推進します。

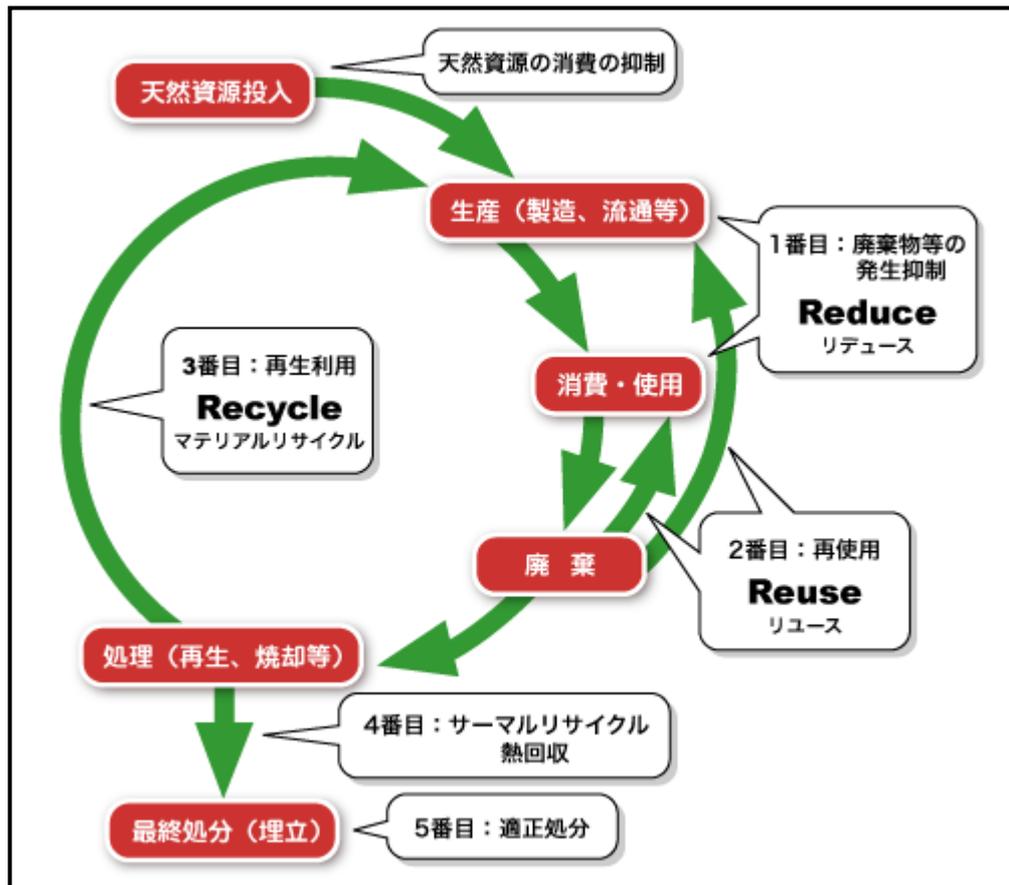
●基本方針4 処理施設の近代化・高度化

ごみ処理施設の近代化及び高度化を図り、計画的なごみ処理を推進します。

■参考資料－1 循環型社会の姿

本計画では、「循環型社会形成推進基本法」に定める『3R原則』に基づくごみ処理を行うことを基本方針の1つとしています。

3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。



1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

資料：環境省

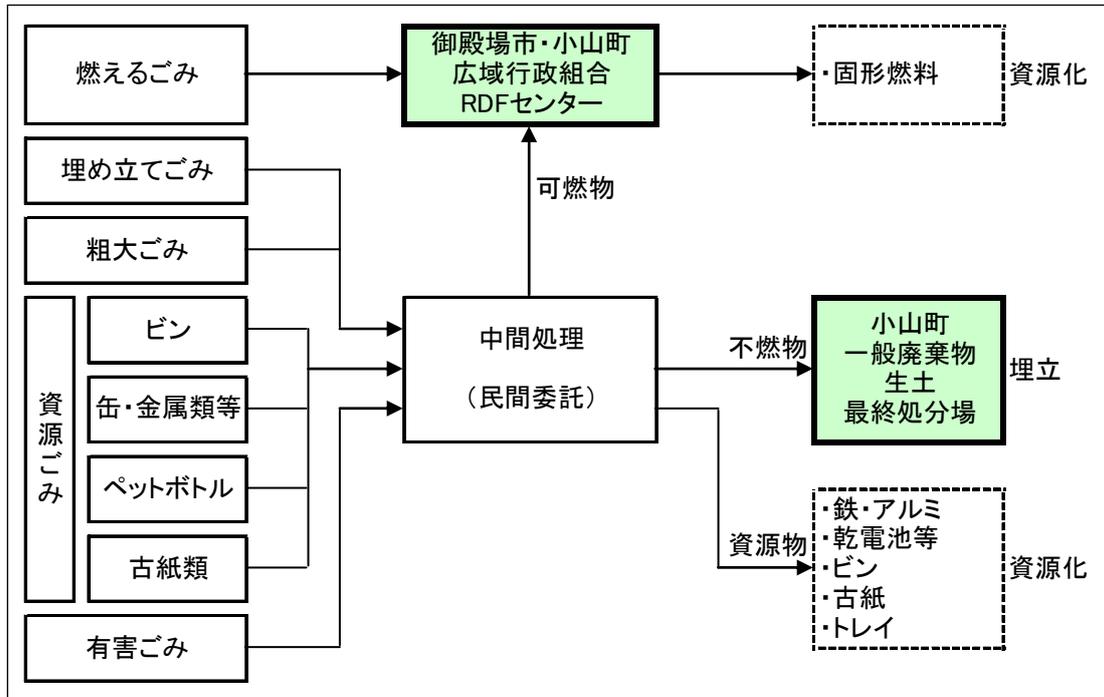
図4－1 循環型社会の概念図

■参考資料－２ 処理施設の近代化・高度化

御殿場市・小山町広域行政組合では、適正なごみ処理の推進のため、将来的に新たなごみ処理施設を整備することとしています。

御殿場市・小山町広域行政組合の「ごみ処理総合施設整備基本計画策定業務報告書」（平成19年12月）に示されたごみ処理体系（現状・将来）を以下に示します。

【現状】



【将来】

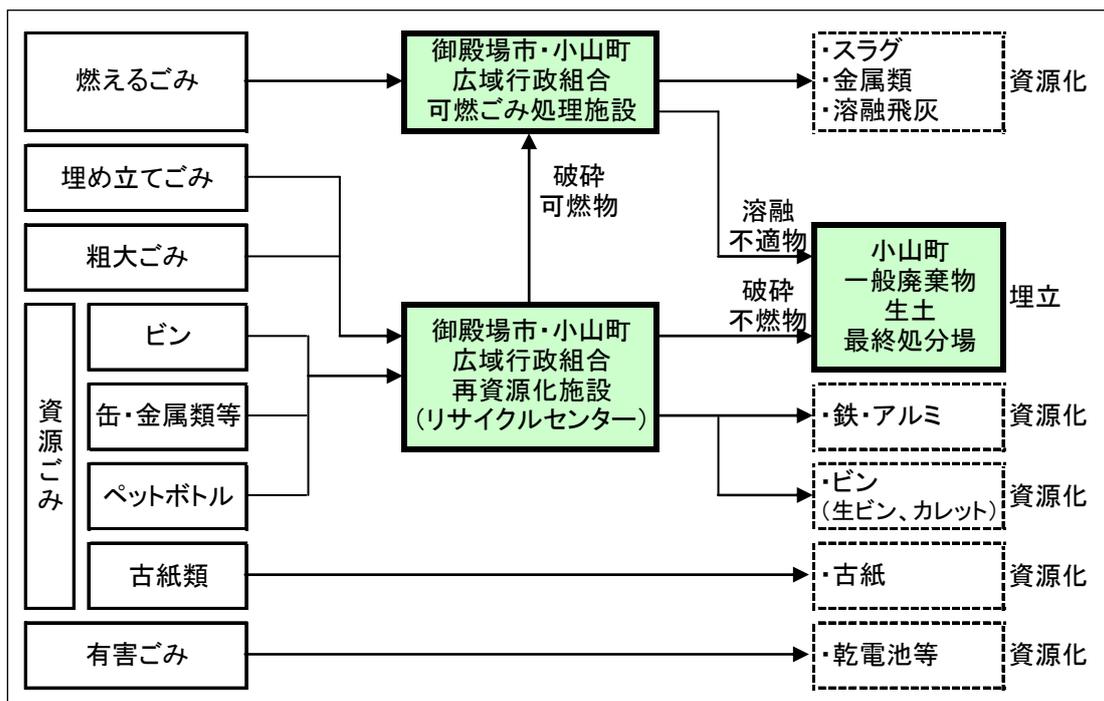


図4-2 ごみ処理体系（現状・将来）

(4) 計画期間と目標

本計画の期間は、平成 24 年度を初年度とする平成 38 年度までの 15 年間とします。また、計画の実施スケジュールを明確にし、達成管理をするために、平成 22 年度を基準年度、平成 28 年度を中間目標年度、平成 38 年度を計画目標年度とします。

なお、本計画は、計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら、必要に応じて見直しを行います。本町と併せて、国・静岡県 の目標年度及び計画目標等を以下に示します。

表 4-1 計画期間の目標

		国	静岡県	小山町
基本方針・計画		廃棄物処理法に基づく基本方針	第 2 次静岡県循環型社会形成計画	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
告示・策定年月		平成 22 年 12 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月
基準年度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度
目標年度		平成 27 年度	平成 27 年度	平成 28 年度(中間)
目 標	ごみ排出量	平成 19 年度比 約 5 %削減	—	平成 22 年度比 約 5 %削減
	1 人 1 日当たりの排出量	—	平成 20 年度比 10%削減 (944g/人・日)	—
	再生利用量	約 25%に増加	—	約 22%
	再生利用量 (RDF を含めた場合)	—	—	—
	最終処分量	平成 19 年度比 約 22%削減	平成 20 年度比 10%削減	—

(5) 計画処理区域

計画処理区域は、町全域とします。

(6) 処理主体

現状におけるごみ分類別の処理主体を以下に示します。

当面は現状の体制を維持していくこととし、今後、本町のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、御殿場市・小山町広域行政組合や御殿場市と協議した上で見直しを行うこととします。

表 4-2 ごみ分類別の処理主体

ごみ分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 資源化	最終処分
燃えるごみ (可燃ごみ)	排出者	排出者	行政	組合	組合
埋め立てごみ (不燃ごみ)			行政 排出者	行政	行政
資源ごみ			行政 許可業者	行政 資源化業者	—

2 計画の基本目標

(1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画で目指すべき具体的な目標を以下のように設定します。

基本目標

◇ごみ排出量の目標

①ごみ総排出量

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに現状（平成 22 年度）から 5%削減します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに現状（平成 22 年度）から 10%削減します。

ごみ総排出量の目標は、以下の目標を達成することで実現を目指します。

②収集ごみ・可燃ごみ原単位【生活系ごみ】

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに現状（平成 22 年度）から 10%削減します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに現状（平成 22 年度）から 20%削減します。

③直接搬入ごみ・可燃ごみ排出量【事業系ごみ】

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに現状（平成 22 年度）から 5%削減します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに現状（平成 22 年度）から 10%削減します。

◇リサイクル率の目標

④リサイクル率（RDF を含まない）

- ・ 中間目標年度（平成 28 年度）までに 約 22%を目指します。
- ・ 計画目標年度（平成 38 年度）までに 約 25%を目指します。

表 4-3 ごみ減量に係る目標

項 目	単 位	実績値	現状推移時			目 標		平成22年度からの増減	
		平成 22年度	平成 28年度	平成 38年度	平成 28年度	平成 38年度	平成 28年度	平成 38年度	
ごみ排出量	ごみ総排出量	t/年	7,817	7,679	7,513	7,426	7,008	-5%	-10%
	収集ごみ・ 可燃ごみ原単位	g/人・日	502	504	520	452	402	-10%	-20%
	直接搬入ごみ・ 可燃ごみ排出量	t/年	1,561	1,541	1,495	1,483	1,405	-5%	-10%
リサイクル率 (RDFを含まない)	%	19.9%	18.7%	18.0%	22%	25%	—	—	

(2) ごみ減量時のごみ排出量

現状で推移した場合のごみ排出量の推計結果は第3章で示したとおりです。

これに対し、計画の目標達成のために減量施策を実施した場合のごみ排出量の推計結果を以下に示します。

ごみ減量に際しての条件は、表4-4・4-5に示すとおりであり、生活系ごみは1人1日当たりのごみ排出量（原単位）、事業系ごみはごみ排出量全体に対して減量を行うものとしました。

生活系ごみ・事業系ごみのいずれについても「可燃ごみ」を対象として減量を行います。生活系ごみのうち、「不燃ごみ」はごみの量自体が少ないこと、「粗大ごみ」は常時排出されるものではないこと等の理由で、減量対象から除外しました。

生活系ごみの「可燃ごみ」で減量した分のうち、1/4が資源古紙、1/4が集団資源回収に移動するものとし、残りの1/2はごみの出ない生活をすることや生ごみの水切り徹底・自家処理の推進等により、ごみから消失するものとしました。

事業系ごみの「可燃ごみ」で減量した分は、以下の理由によりごみから消失するものとしました。

- ・事業系古紙などを分別徹底して「資源物」としたものは、民間業者により資源化され、組合の施設には搬入されません。
- ・ごみが出ないような事業活動をした場合や生ごみの自家処理等を実施した場合は、ごみとして排出されません。

表4-4 生活系ごみ減量に際しての条件 [1人1日当たりのごみ排出量]

項 目		減量の内容
一般収集ごみ	可燃ごみ	平成24～28年度まで現状（平成22年度）から毎年2%ずつ減量。 平成29～38年度まで現状（平成22年度）から毎年1%ずつ減量。
	粗大性可燃ごみ	減量実施せず。
	不燃ごみ	減量実施せず。
資源ごみ	缶・金属類	減量実施せず。
	ビン	減量実施せず。
	古紙	可燃ごみ減量分の1/4が「資源古紙」に移動。
	ペットボトル	減量実施せず。
有害ごみ		減量実施せず。
集団資源回収		可燃ごみ減量分の1/4が「集団資源回収」に移動。
自衛隊ごみ	可燃ごみ	減量実施せず。

表4-5 事業系ごみ減量に際しての条件 [ごみ排出量全体]

項 目		減量の内容
許可業者・直接搬入ごみ	可燃ごみ	平成24～28年度まで現状（平成22年度）から毎年1%ずつ減量。 平成29～38年度まで現状（平成22年度）から毎年0.5%ずつ減量。

ごみ減量施策を実施し、計画の目標を達成した場合のごみ総排出量及びリサイクル率の予測結果を以下に示します。

目標を達成した場合のごみ総排出量は平成 28 年度に 7,426 トン(現状推移時から 253 トン減量)、平成 38 年度に 7,008 トン(同 505 トン減量)と推計されました。

また、リサイクル率は平成 28 年度に 21.9%(現状推移時から 3.3 ポイント増加)、平成 38 年度に 25.2%(同 7.2 ポイント増加)と推計されました。

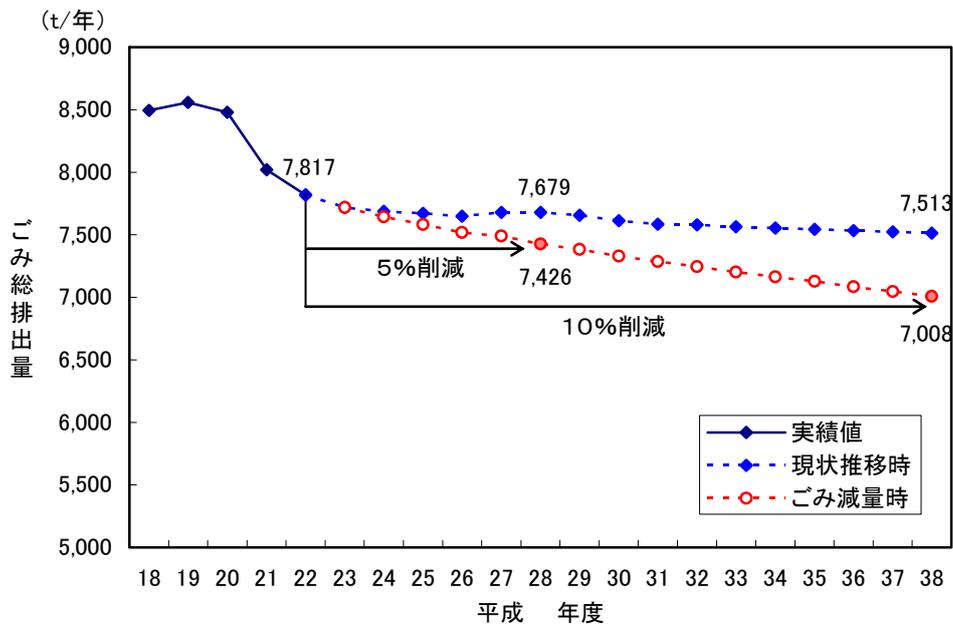


図 4-3 ごみ総排出量の推移状況 [現状推移時とごみ減量時]

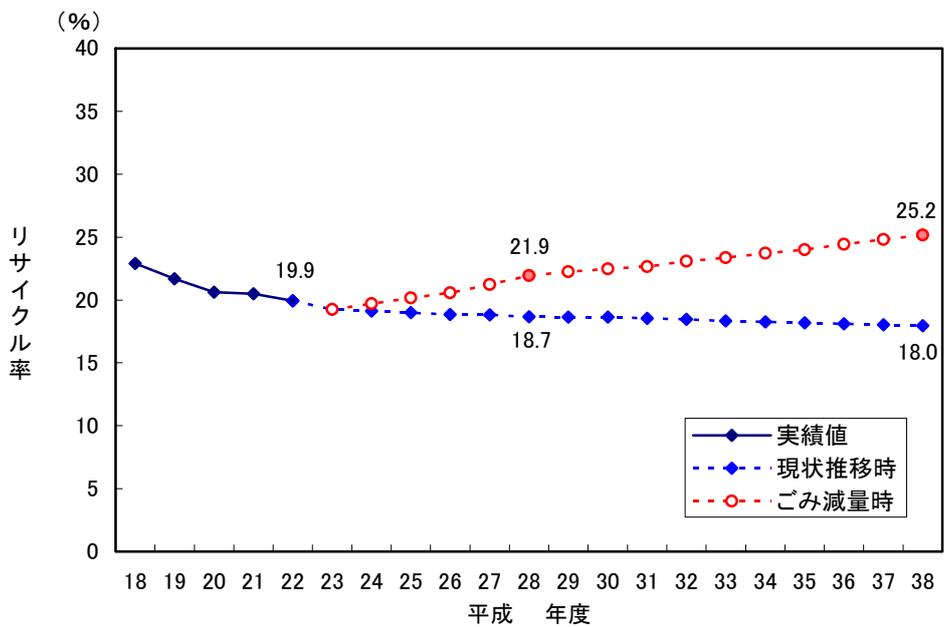


図 4-4 リサイクル率の推移状況 [現状推移時とごみ減量時]

表4-6 ごみ排出量推計結果一覧表 [ごみ減量時]

項目	単位	平成 年度																				
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
計画収集人口	人	21,267	21,025	20,891	20,970	20,818	20,774	20,731	20,687	20,644	20,600	20,480	20,360	20,240	20,120	20,000	19,880	19,760	19,640	19,520	19,400	19,280
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
集団資源回収	t/年	315	309	331	293	245	244	262	279	295	315	338	347	352	359	372	382	393	401	414	424	434
一般収集ごみ	t/年	4,308	4,423	4,447	4,387	4,323	4,309	4,230	4,161	4,094	4,034	3,945	3,898	3,850	3,813	3,758	3,713	3,666	3,628	3,573	3,527	3,481
可燃ごみ	t/年	3,946	4,043	3,934	3,861	3,818	3,794	3,705	3,627	3,549	3,480	3,380	3,323	3,267	3,219	3,154	3,099	3,044	2,998	2,936	2,882	2,829
粗大性可燃ごみ	t/年	221	231	359	349	338	344	351	357	365	370	378	384	390	397	403	410	416	421	426	431	436
不燃ごみ	t/年	141	149	154	177	167	171	174	177	180	184	187	191	194	197	200	203	206	209	211	214	216
資源ごみ	t/年	1,631	1,548	1,418	1,350	1,314	1,240	1,244	1,250	1,251	1,276	1,291	1,295	1,295	1,292	1,300	1,301	1,306	1,310	1,318	1,324	1,330
缶・金属類	t/年	481	449	423	411	378	356	353	350	345	346	343	341	340	336	335	331	330	328	326	324	323
ビン	t/年	277	284	263	252	243	229	227	224	221	222	221	220	218	216	215	213	212	211	209	208	207
古紙	t/年	823	764	681	641	645	609	619	631	641	662	683	690	693	697	708	714	723	729	740	749	758
ペットボトル	t/年	50	51	51	46	48	46	45	45	44	45	44	44	44	43	43	43	43	42	42	42	42
有害ごみ	t/年	5	5	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8
許可業者・直接搬入ごみ	t/年	1,778	1,830	1,858	1,578	1,561	1,551	1,538	1,524	1,510	1,497	1,483	1,475	1,467	1,460	1,452	1,444	1,436	1,428	1,421	1,413	1,405
可燃ごみ	t/年	1,778	1,830	1,858	1,578	1,561	1,551	1,538	1,524	1,510	1,497	1,483	1,475	1,467	1,460	1,452	1,444	1,436	1,428	1,421	1,413	1,405
自衛隊ごみ	t/年	457	442	417	404	365	363	361	360	359	360	360	359	356	354	354	353	352	352	351	350	350
可燃ごみ	t/年	457	442	417	404	365	363	361	360	359	360	360	359	356	354	354	353	352	352	351	350	350
合計(ごみ総排出量)	t/年	8,494	8,557	8,479	8,020	7,817	7,717	7,644	7,583	7,518	7,491	7,426	7,382	7,329	7,286	7,244	7,202	7,162	7,127	7,084	7,046	7,008
リサイクル率	%	22.9%	21.7%	20.8%	20.5%	19.9%	19.2%	19.7%	20.2%	20.6%	21.2%	21.9%	22.2%	22.5%	22.7%	23.1%	23.4%	23.7%	24.0%	24.4%	24.8%	25.2%
集団資源回収	g/人・日	41	40	43	38	32	32	35	37	39	42	45	47	48	49	51	53	54	56	58	60	62
一般収集ごみ	g/人・日	555	575	583	573	569	567	559	551	543	535	528	524	521	518	515	512	508	505	501	498	495
可燃ごみ	g/人・日	508	525	516	504	502	499	490	480	471	462	452	447	442	437	432	427	422	417	412	407	402
粗大性可燃ごみ	g/人・日	28	30	47	46	44	45	46	47	48	49	51	52	53	54	55	57	58	59	60	61	62
不燃ごみ	g/人・日	18	19	20	23	22	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	29	29	30	30	31
資源ごみ	g/人・日	210	201	186	176	173	163	164	166	166	169	173	174	175	175	178	179	181	182	185	187	189
缶・金属類	g/人・日	62	58	55	54	50	47	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
ビン	g/人・日	36	37	34	33	32	30	30	30	29	29	30	30	30	29	30	29	29	29	29	29	29
古紙	g/人・日	106	99	89	84	85	80	82	84	85	88	91	93	94	95	97	98	100	101	104	106	108
ペットボトル	g/人・日	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
許可業者・直接搬入ごみ	g/人・日	229	238	244	206	205	204	203	202	200	199	198	199	199	198	199	199	199	199	199	200	200
可燃ごみ	g/人・日	229	238	244	206	205	204	203	202	200	199	198	199	199	198	199	199	199	199	199	200	200
自衛隊ごみ	g/人・日	59	57	55	53	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	49	49	49	49	50
可燃ごみ	g/人・日	59	57	55	53	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	49	49	49	49	50
合計(ごみ総排出量)	g/人・日	1,094	1,112	1,112	1,048	1,029	1,015	1,010	1,004	998	994	993	993	992	989	992	993	993	992	994	995	996

注:平成18～22年度の網掛けは実績値を示します。

3 基本施策

(1) 3Rの推進とごみの減量化・資源化

①ごみの減量・リサイクルに対する意識啓発

◆ごみに関する情報提供の推進

- ・広報やホームページ、パンフレットなど様々な媒体を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報や問題点等をわかりやすく町民や事業者提供し、ごみの減量化・資源化に対する理解の促進、意識の向上を図ります。
- ・ホームページやEメールを活用することで、町民からの疑問・質問に対して、速やかに回答できる体制を維持していきます。

◆環境教育・環境学習の推進

- ・一人ひとりがごみ問題や環境問題に関心を持ち、その大切さを理解してもらうため、学校での環境教育や地域の中での実践体験の場などの充実・拡大を図ります。
- ・ごみや環境問題を身近なものとして捉えてもらうため、学校への出前講座等を充実し、ごみの発生状況や処理の流れ、ごみが環境に与える影響などの環境教育を児童・生徒の各段階に応じて実施します。
- ・子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるように、ごみや環境に関する生涯学習講座を実施し、講座への町民の参加を促進します。
- ・自治会などと連携した講座や説明会等で、ごみの減量やリサイクルに関する情報を提供し、町民の協力を求めています。
- ・各団体のごみ処理施設の見学などを積極的に受け入れ、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量に対する意識の向上を図ります。

◆町民の自発的な行動につながるPR活動の実施

- ・ごみ減量・リサイクル推進週間などの機会を活用して、ポスターや標語コンテストを行うなど、ごみの減量や資源化を促進するための活動を展開します。
- ・町民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等を募集し、広報やホームページ等に掲載することにより、町民・事業者への周知と活用を図ります。

②生活系ごみの排出の抑制

◆ごみを出さないライフスタイルの啓発

- ・町民に対して、ものを大切にする、不要なものを買わない、ごみとなるものをつくらない等の消費行動・生活様式を実践するよう意識の向上を図ります。
- ・買い物時にマイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断るよう啓発することにより、生活系ごみの中で大量に排出されているレジ袋や包装紙等の減量化を図ります。
- ・使い捨ての商品を買わない、修理して長く使うなど環境に配慮した取り組みを促進します。

◆生ごみの減量化の推進

- ・家庭から排出される生ごみは、可燃ごみのうち重量ベースで最も大きな割合を占めていることから、各家庭での減量化を今後も推進します。
- ・不要な食材は買わないことや、食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をなくすことなど、生ごみの発生抑制に努めます。
- ・家庭で発生した生ごみについては、生ごみの減量化の推進に向けて水切りの徹底を呼びかけます。

◆エコ商品（環境にやさしい商品）のPRの推進

- ・毎日の買い物の際には、使い捨て製品・使い捨て容器等の安易な購入を自粛し、詰め替え式のもの、リサイクルしやすい製品等を利用するよう、町民に呼びかけます。
- ・ティッシュペーパーやトイレットペーパー等については、古紙を使用した再生品を購入するよう、町民に呼びかけます。
- ・商品の購入に際しては長期使用が可能なものを選択します。また、購入した製品は、修理等により、長期使用を心がけるよう、町民に呼びかけます。

③直接搬入ごみ（事業系ごみ）の排出の抑制

◆事業者への指導・啓発

- ・事業活動に伴い発生する事業系ごみの処理に関する「排出者処理責任」を徹底させ、事業者の自己責任によるごみ処理やリサイクル、許可業者との契約を指導します。また、事業系ごみの適正な排出・分別について指導します。
- ・ごみの排出量の多い事業所には、「廃棄物減量化・資源化計画」の策定を指導し、事業系ごみの計画的な排出抑制対策を講じさせます。また、ごみの排出量をできる限り少なくするよう事業活動を工夫するなど、ごみ減量化への協力を求めます。
- ・事業所から排出されるごみの減量についての工夫やごみの減量化・資源化のメリット、資源回収業者の一覧等を掲載したパンフレットを町内の事業所に配布し、事業系ごみの減量化・資源化への協力を促します。
- ・排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより分別収集を推進し、事業系ごみの減量化・資源化を図ります。

◆環境マネジメントシステムの導入推進

- ・町内の事業所に対して「ISO14001」や「エコアクション 21」の認証を取得するよう指導し、事業者の自主的な活動による事業系ごみの減量化を推進します。

◆ごみ処理施設での指導強化、処理手数料の見直し

- ・御殿場市・小山町広域行政組合との協議の上で、排出事業者や収集運搬業者に対して搬入時の受入検査を強化し、ごみ処理施設に搬入される事業系ごみについて、分別の徹底や不適物の搬入を規制するなどの指導を行います。

- ・事業系ごみの処理について、処理費用を勘案した手数料を徴収することにより、適切な経済的インセンティブを与えます。

◆事業者間の連携・協力の推進

- ・業界団体や商工団体などの事業者間の連携・協力により、事業者が単独でごみの適正処理やリサイクルを行うことが困難な場合などにおける処理ルート確保を推進します。

④資源回収の促進

◆集団回収の促進

- ・子ども会や町内会、PTA等の各種団体で行われている資源物の集団回収について、奨励金の交付を今後も継続して行い、活動環境の整備や活性化を図ります。
- ・資源物の集団回収への参加を広報紙等で呼びかけます。

◆資源ごみ収集の推進

- ・ごみ分別の徹底について、広報紙、ホームページ、パンフレット等による周知を図り、ごみの排出ルールを徹底させ、資源ごみの回収量の増加を図ります。
- ・排出されるごみの分別が徹底されない場合には、資源化が進まないほか、ごみの適正処理に支障をきたすおそれがあるため、ごみの分別徹底を呼びかけます。

◆事業者によるリサイクルの推進

- ・牛乳パックや白色トレイを店頭回収しているスーパーなどに対し、回収品目の増加、実施箇所の拡大などについて協力を要請します。

⑤新たな品目の分別収集・資源化の検討

◆新たな品目の分別収集検討

- ・白色トレイや容器包装プラスチック類についても、今後、ペットボトルと同様に資源ごみとしての集積所で収集を行うための調査・検討を今後も引き続き行います。

◆生ごみの資源化の検討

- ・将来の施設整備に対応するため、町内にモデル地区を設定し、対象となる世帯において生ごみの資源化を行うとともに、将来的には全町的な取り組みとして拡大することができるよう、検討を行います。

◆廃食油のBDF等への再生利用

- ・天ぷら油などの使用済の食用油を、バイオディーゼル燃料（BDF）等に再生する取り組みが全国各地で行われていることから、廃食油のBDF等への再生利用について、その動向を見極めながら本町での導入を検討します。

◆粗大ごみの再生・再使用

- ・粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生を検討します。

◆公共施設での有害ごみの回収

- ・役場や公民館などの公共施設での乾電池等の拠点回収を検討します。

(2) 環境負荷の少ない適正なごみ処理

①収集・運搬システムの適正化

◆効率的な収集・運搬体制の構築

- ・生活系ごみの収集・運搬は、当面は現行どおりとしますが、ごみや資源の収集方法については、サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から適宜見直しを行います。
- ・生活系ごみの排出量は将来的に減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は現行から変更不要と判断しますが、今後の動向を踏まえた上で適宜検討します。
- ・町民に対する行政サービスの観点から、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討します。
- ・戸別収集（各家庭の玄関先からごみを収集する方法）を実施した自治体では、ごみ排出量が大幅に減少したことが報告されている事例があるため、本町でも更なるごみの減量化に向けて、戸別収集の導入について、長所と短所のバランスを見ながら検討します。

◆ごみステーションの適正な管理の促進

- ・ごみ出しマナーの徹底のため、広報紙やホームページ等を活用して町民に対する意識啓発を行います。
- ・各家庭からのごみの排出と町の収集の接点であるごみステーションについては、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、各自治会との協力による管理体制を強化していきます。また、美観や衛生等の環境保全のため、町民に対して集積所の管理の徹底を指導します。

◆ごみ出しの困難な町民に対する支援の検討

- ・本町では、今後更なる高齢化の進行による高齢者人口の増加が見込まれることから、自力でのごみ出しが困難な高齢者などを支援するため、宅内に入ってごみを収集するサービスや、ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備等について検討を進めます。

◆収集作業時の安全確保

- ・ごみの分別徹底やごみ出しマナーの向上などにより、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努めます。
- ・特にスプレー缶やライターなどの危険物による車両火災事故が発生する可能性もあるため、収集方法について見直しを行います。

◆清掃行政のイメージアップ

- ・ごみの収集・運搬は、行政側が町民と接する機会となることが多いため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に作業を実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

②中間処理・最終処分システムの適正化

◆中間処理施設の適正な維持管理

- ・御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターのごみ処理施設については、適正な管理運営に協力するとともに、技術革新に伴う将来のごみ処理施設について、情報の収集や調査研究を継続します。

◆環境保全対策の推進

- ・御殿場市・小山町広域行政組合 RDF センターについて、環境保全対策、適正な維持管理を行い、今後、規制基準等が強化された場合には適切に対応し、規制物質等を定期的にモニタリングするなど、地域住民の生活環境の快適性を確保するよう努めていきます。

◆最終処分場の適正管理

- ・生土最終処分場については、適正管理するためのモニタリングを今後も継続実施します。
- ・今後も最終処分対象物の搬出状況等を確認しながら、最終処分場の延命化を図るため、今後も引き続き適正管理していきます。

③その他の処理システムの適正化

◆適正処理困難物に対する対応

- ・タイヤや消化器などの適正処理困難物や医療系ごみ、水銀含有物など、人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、排出者の処理責任の周知を徹底します。
- ・これらの廃棄物は、町としては収集・処理を行わないものとしますが、適正な処理方法や処理が可能な民間業者の紹介などの指導周知を図ります。

◆不法投棄の防止

- ・不法投棄の防止のため、監視体制の更なる充実を図り、県や近隣自治体、関係機関等との連携を強化します。
- ・廃棄物減量等推進員や環境衛生自治推進委員の協力のもと、引き続き効率的なパトロールの実施、発見時の連絡体制の強化等の対策を進めます。

◆災害ごみの対応

- ・大規模な地震等が生じた場合の災害ごみの発生を予測し、県が作成する災害ごみマニュアルを参考にして処理体制の確立を図るとともに、小山町地域防災計画による関係機関との連携・協力体制の強化を検討します。

◆ごみ処理に係る費用負担の公平化

- ・本町では、生活系ごみの有料化は実施していませんが、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、費用負担のあり方等について今後も引き続き検討します。

(3) 町民、事業者、行政の協働による取り組み

①町民の積極的な取り組みの支援、促進

◆質の高い分別収集

- ・家庭から排出されるごみについて、分別が十分に行われていないケースが見られるため、正しいごみの分別や排出方法についての啓発を今後も引き続き実施します。
- ・ホームページや広報を利用して、誰にでもわかりやすい情報提供を行うことや、分別ルールの厳守やごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発を継続して行うなどにより、質の高い分別排出を図ります。

◆各種団体への支援

- ・ごみの減量やリサイクル活動に自主的に取り組んでいるグループ・団体等の活動内容を紹介するとともに、活動場所や情報の提供などの支援を行います。また、町民や事業者に対して、活動への参加を呼びかけます。
- ・町民グループ、商業団体、消費者団体、NPO 団体等との連携により、町内における活動団体のネットワーク化を図ります。

◆町民によるイベントへの支援

- ・リサイクルフェアやバザー、フリーマーケットなどの町民主催のイベントを支援し、家庭などで使用された後のものを「ごみ」とせず、再使用（リユース）を推進します。また、これらのイベントに関する情報提供を行います。
- ・リサイクル施設等の見学会や、ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウムなど、町民参加のイベントを検討し、ごみに対する理解の向上を図ります。

②事業者における取り組みの支援、促進

◆拡大生産者責任制度の研究・検討

- ・現行の制度では、収集・運搬処理に対する行政の負担が大きくなっているため、ごみの発生源である事業者に対し、生産者が製品の生産・使用だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという拡大生産者責任を課し、事業者のリサイクル促進の取り組みを促す制度について研究・検討します。

◆新たなごみ処理技術への支援

- ・多様化・複雑化が進むごみの処理に対応するため、再生利用や環境に負荷を与えない適正な処理を重視した新たなごみ処理技術について、今後も引き続き情報収集・調査研究を進めます。

③行政における連携体制の整備

◆関連部署・関係機関等との連携の強化

- ・適正なごみ処理を推敲することは、重要な行政目標のひとつとして位置づけられています。このため、他の関連部署や関係機関等と連携し、協力・理解のもとで情報の共有化を進め、円滑な事業の推進を図ります。

◆三者の調整役としての役割の推進

- ・町民・事業者・町の三者協働を図るため、町の役割として、廃棄物処理に関する計画や目標を設定し、町民に対する情報公開や環境教育、活動支援などを行います。
- ・事業者に対しては、事業系ごみの減量・分別の指導を行うといったごみ処理事業に関わる幅広い役割を担うとともに、町民・事業者・町の三者が協働できる体制整備のための調整役として、資源循環型社会の実現への取り組みを推進します。

(4) 処理施設の近代化・高度化（新たなごみ処理施設整備に向けた取り組み）

①ごみ処理総合施設整備基本計画の概要

◆計画の背景

- ・御殿場市・小山町広域行政組合は、可燃ごみを燃料として有効利用するため RDF センターを平成 11 年 3 月に整備し、ごみ処理を実施してきましたが、その一方でごみ処理に多大な経費を要することが大きな課題となっています。
- ・このため、組合では、さらなる循環型社会の形成に向けて、既存のごみ処理施設に替わる新たなごみ処理総合施設（新ごみ焼却施設、新リサイクルセンター（リサイクルプラザ含む））を整備することとしています。

◆施設整備の基本方針

- ・新たなごみ処理施設の整備に際しての基本方針は以下のとおりであり、環境と安全に最大限配慮し、循環型社会形成のシンボルとして住民に親しまれる施設づくりを目指します。

◇環境保全に最大限配慮した施設とします。

技術的に可能な限り廃棄物の無害化を図るなど、環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めた施設の整備及び運営を目指すものとします。

◇循環型社会の形成に貢献できる施設とします。

循環型社会を構築するためには、第一にごみの発生を抑制 (Reduce) し、第二に再使用 (Reuse) し、第三に再生利用 (Recycle) を進め、最後に残ったものを適正処理・処分する廃棄物処理システムづくりを推進する必要があります。そのため、本施設から発生する副生成物もできる限り有効利用し、資源循環と最終処分量の減量化に寄与するとともに、余熱の有効活用についても可能な限り発電等のサーマルリサイクルが行われる施設の整備及び運営を目指すものとします。

◇安心、安全で安定した施設とします。

消費生活や事業活動に伴って毎日発生する一般廃棄物の処理に支障をきたすと、生活環境保全面に重大な影響を及ぼすこととなります。特に、施設の周辺住民に対して、過度の不安感と不信感を与えることにもなります。そのため、実績に基づき安心、安全で安定した施設の整備及び運営を目指すものとします。

◇ライフサイクルコストが低廉な施設とします。

ライフサイクルコストとは、製品等のライフサイクル（資源・原材料調達→製品製造→輸送・流通→使用→リサイクル/廃棄）の全段階において消費される投入資源やエネルギーなどをコストで評価することです。本事業の実施にあたっては、民間事業者の持つノウハウ等を活用することなどにより、建設費だけでなく運営費も含めたライフサイクルコストが低廉な施設を目指すものとします。

◇住民に親しまれる施設とします。

単にごみを処理するだけでなく、住民が集い、学び、ふれあうことのできる機能（コミュニティ機能）を備えた住民に親しまれる施設を目指すものとします。

◆計画の基本仕様

- ・新ごみ焼却施設の基本仕様を以下に示します。新ごみ焼却施設の整備に際しては、できるだけ副生成物のリサイクル及び熱エネルギーの利用を図るものとします。

表4-7 新ごみ焼却施設の基本仕様

項目	具体的な内容
計画地	静岡県御殿場市板妻字直路 862 番地 15 他
面積	5.57ha
施設規模	1.5t/24 時間×2 炉 (143t/日)
計画処理量	38,430 t/年
受入廃棄物	御殿場市及び小山町内で発生する一般廃棄物 並びに下水及びし尿汚泥

- ・新リサイクルセンター（リサイクルプラザ含む）については、不燃・粗大・資源ごみの処理とともに、環境学習施設としての機能と住民が交流する場としてのふれあい機能を備えた総合的なコミュニティ機能の充実を図ります。
- ・市、町、組合所有の現行の最終処分場は、将来的に統廃合する予定です。

◆施設整備のスケジュール

- ・施設整備のスケジュールを以下に示します。

表4-8 施設整備のスケジュール

ごみ処理施設	平成 年度								
	23	24	25	26	27	28	29	30	31
新ごみ焼却施設		設計・建設			稼動				
新リサイクルセンター (リサイクルプラザ含む)							稼動		

注. 新リサイクルセンター（リサイクルプラザ含む）の整備に際しての設計・建設等のスケジュールについては、現時点では未定です。

②（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業の概要

◆事業目的

- ・本事業は、御殿場市及び小山町において発生する廃棄物の適正な処理を行うため、（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設（新ごみ焼却施設のこと。以下「本施設」とする。）を新設するとともに本施設の運営・維持管理を行うことを目的とします。
- ・併せて、組合は、本事業において本施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者が創意工夫をし、もって本施設の組合財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とします。

◆事業方式

- ・本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者が組合と特定事業契約を締結し、御殿場市内に新たに本施設を整備し、組合に所有権を移転した上で事業期間中に本施設を運営・維持管理し、さらに適正処理又は資源化を行う BTO（Build：建設、Transfer：移転、Operate：運営）方式により実施するものとします。

◆事業期間

- ・設計・建設期間：平成 24 年 3 月から平成 27 年 3 月までの約 3 年間
- ・運営・維持管理期間：平成 27 年 4 月から平成 47 年 3 月までの 20 年間

◆PFI 事業者が行う業務範囲

◇本施設の設計・建設に関する業務

- ①本施設の設計
- ②本施設用地の造成工事
- ③本施設の建設
- ④近隣対応、所有権移転手続等の関連業務
- ⑤組合の循環型社会形成推進交付金申請支援、建設工事に係る許認可申請、生活環境影響調査（平成 19 年度に組合が実施した生活環境影響調査再評価等）等の関連業務

◇本施設の運営・維持管理に関する業務

- ①一般廃棄物等受入業務
- ②本施設の運転管理業務（焼却残渣の運搬を含む。）
- ③本施設の維持管理業務
- ④本施設の情報管理業務
- ⑤本施設の環境管理業務
- ⑥見学者対応支援、近隣対応等の関連業務

◇資源化に関する業務

- ①焼却主灰、焼去飛灰の資源化業務（セメント化、焼成、溶融等）
- ②焼却飛灰（資源化しない場合）、外部委託先から発生する溶融飛灰等の適正処理業務
- ③情報管理業務
- ④見学者対応支援等関連

4 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

本計画の基本理念を実現するためには、町や御殿場市・小山町広域行政組合が主体となったごみ処理を進めるだけでなく、町民や事業者も一体となった協働による取り組みが必要です。具体的には、町民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標などを共有し、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが大切です。

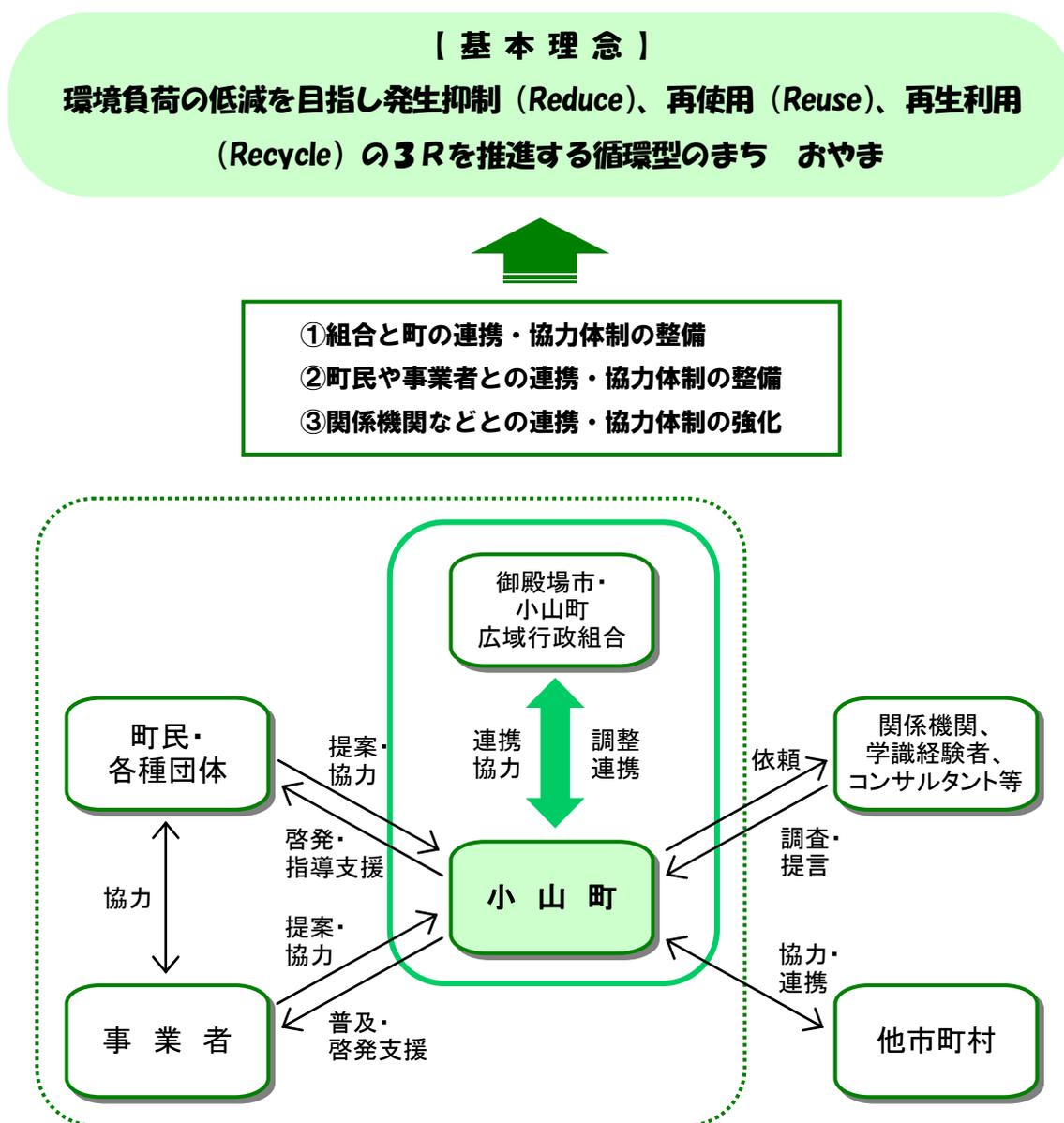


図4-5 計画の推進体制の概念

(2) 計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本町におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定(Plan)、②実行(Do)、③点検・評価(Check)、④見直し(Action)という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度毎に実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度毎に広報やホームページを通じて広く町民や事業者に公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させます。

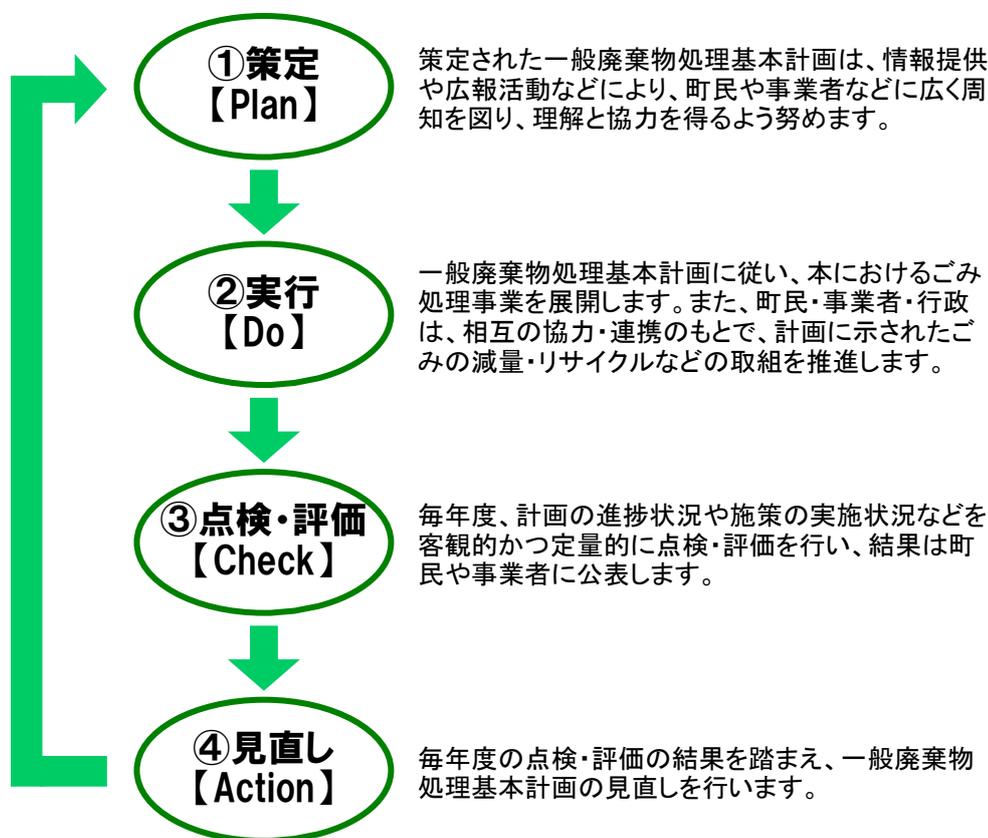


図4-6 PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

小山町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

◆.....◆
発行年月：平成 24 年 3 月

編 集：小山町 住民福祉部 生活環境課

静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

電話：0550-76-6111

FAX：0550-76-3035